

## 第3部 発災後対策



# 第1章 災害対策本部機能の確保

## 第1節 活動体制の整備

【主担当部】：総務部

### 第1項 活動方針

- 職員は、配備体制に応じて、非常参集し、市災対本部の設置等、必要な体制をとる。
- 市災対本部は災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う。
- 市災対本部長は、必要に応じ、関係機関に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
災害対策のための配備体制	総務部	【発災直後】 配備基準に基づき速やかに	・震度情報等 (津地方気象台) (震度情報ネットワーク)
市災対本部の設置	総務部	【発災直後】 設置基準に基づき速やかに	・震度情報等 (津地方気象台) (震度情報ネットワーク)
災害対策職員の健康管理	総務部	【発災2日後】 職員の勤務状況等を考慮し、必要に応じて	・各部局、各事務所等

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 災害対策のための配備体制

##### (1) 配備基準

被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するため、市は、次の基準による配備体制を整える。

なお、東海地震に関連する情報への対応については、「特別対策 東海地震に関する緊急対策(P 特別対策-1)」に基づき実施する。

		第1配備 準備体制	第2配備 初動(縮小)体制	第3配備 (警戒体制)	第4配備 (非常体制)
配備体制		情報収集を行う体制、及び想定される災害規模に応じた予防措置等の準備ができる体制	情報収集と予防措置、軽微な応急活動ができる体制	局地的に災害が発生し、又は発生する恐れが高まり、警戒を強め、一定規模の応急活動ができる体制	全域に甚大な被害が発生し、又は発生する恐れが高まり、市の総力をあげて応急活動ができる体制
	配備時期	【自動参集】 市内に震度4の地震が発生したとき。		【自動参集】 ・市内に震度5弱の地震が発生したとき ・三重県南部に「津波注意報」が発表されたとき	【自動参集】 ・市内に震度5強以上の地震が発生したとき ・三重県南部に「津波警報」又は「大津波警報」が発表されたとき
【自動参集】 「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表されたとき		・「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表されたとき ・災害が発生又は予想されると本部長(市長)が認めたとき		・「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されたとき ・市の全域にわたって大規模災害が発生又は予想されると本部長(市長)が認めたとき	
当該配備体制をとる必要があると本部長(市長)が認めたとき					
配備要員	共通	各部の所掌事務を遂行できる要員を配備する。(※1)			全職員参集する
	時間外等	各課の配備計画による	気象状況と所掌事務を照らし、初動期の対応が無い部は自宅待機を可とする。	部長及び班長は全員参集する。(※2)	
本部設置		市長が必要と認めたとき	市災対本部設置本部設置		

※1 本部長・副本部長は、第2配備までは即座に連絡の取れる体制をとる。

※2 各部は、配備基準に基づき、所管の班別に配備計画をたてる。交代勤務のグループ編成や災害対策本部設置時間の長期化等により、部長・班長職務代行者が参集することを可とする。

## (2) 職員の参集

ア 職員：会計年度任用職員及び再任用職員（以下「会計年度任用職員等」という）を除く。）  
勤務時間外、休日等において、災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、次のとおり参集する。

なお、勤務時間外に震度5強以上の地震が発生し、甚大な被害が発生又は津波警報が発表された場合は、本庁周辺の職員は初動対処要員となり市災対本部へ参集し、初動体制を確立し応急初動措置を行う。

準備体制・警戒体制	非常体制
各体制により参集が必要な配備職員は、状況の推移に注意し、自ら所属機関と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集する。	職員(会計年度任用職員等を除く)は、連絡を待たずに下記に定める順により、自らの所属部もしくは最寄りの連絡所又は公共施設等へ参集し、所属部に連絡をする。ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に参集する。なお、初動対策要員は、所属部署に関係なく市災対本部(本庁)に参集する。

【非常体制時の職員参集場所について】

原則、自らの所属機関へ参集する（第1参集場所）。

ただし、交通の途絶等により所属機関への参集が不可能な場合には、次の順により参集する。

〔第2参集場所〕最寄りの連絡所

〔第3参集場所〕最寄りの公共施設

〔第4参集場所〕その他の最寄りの公共機関（県伊勢・志摩庁舎等）

なお、津波警報、大津波警報が発表された場合は、原則最寄りの津波避難場所に避難する。

その後、状況の推移を見極め、津波の被害を受けずに自らの所属部等へ移動できると判断した場合、安全を確保しつつ自らの判断で参集する。（第1波到達後、概ね8時間を基準）

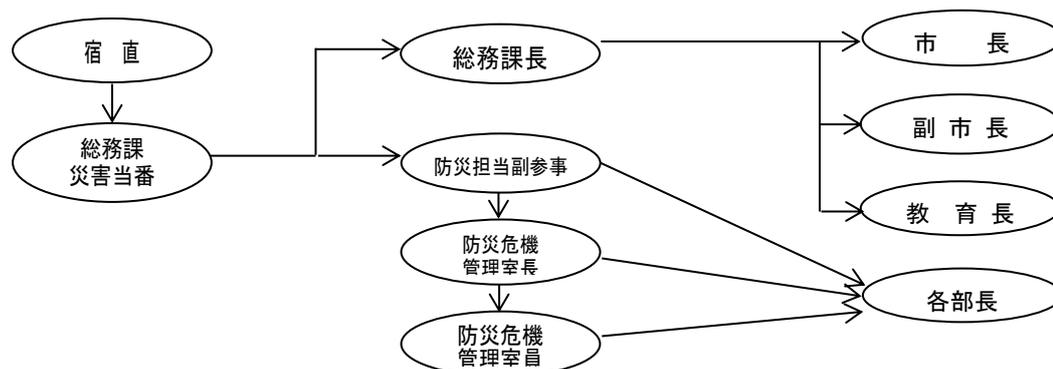
イ 会計年度任用職員等

勤務時間外、休日等において災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、必要に応じ各所属長等あらかじめ決めておいた要領で異常の有無を報告する。

その後、通常の勤務命令時間での勤務に就くものとする。

(3) 幹部職員への連絡系統

災害の発生又は発生のおそれを覚知した場合における市長等幹部職員への第1報等の連絡系統は、以下のとおりとする。



2 市災対本部の設置

市内に地震又は津波による災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策活動を実施するために必要があると認めたとき、市長は基本法第23条の2規定に基づき市災対本部を設置する。

また、「市災対本部」の組織及び運営は、「鳥羽市災害対策本部条例」及び「鳥羽市災害対策本部に関する規則」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

(1) 市災対本部の概要

名 称	鳥羽市災害対策本部（市災対本部）
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
設置場所	各課執務室（大規模震災時は第2・3委員会室）
代替庁舎	消防庁舎
設置基準	「1 災害対策のための配備体制（1）配備基準」による。（P3-2）
廃止基準	市の地域内に震災の拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したとき。

<b>組 織</b>	【別図】 災害対策本部の組織 (P3-4 参照)
<b>活 動</b>	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部の所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <p><b>1 災害対策連絡会議の開催 (総務部)</b>          本部長、副本部長、各部長により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定</li> <li>b 緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討</li> <li>c 本部長の指示の共有</li> <li>d 災害応急対策の実施結果についての全庁的な情報共有</li> </ul> <p><b>2 防災拠点等の活動拠点の確保・調整 (総務部)</b>          災害応急対策活動の内容に応じた活動拠点 (救助、医療、物資等) について調整するものとする。          また、各部に対し、設置した拠点の運営体制・状況等の報告を求める。</p>
<b>所掌事務</b>	【別表】 所掌事務一覧表 (P3-5～3-22 参照)
<b>その他</b>	県の非常 (緊急) 災害現地対策本部が設置された場合には、県の非常 (緊急) 災害現地対策本部と連絡調整を図る。

(2) 市災対本部の運営と維持

大規模災害発生時の運営と維持については、「鳥羽市業務継続計画」に基づき、災害の状況に応じ、非常時通常業務 (優先すべき通常業務) を明確にして、災害対応業務にあたりとともに、「鳥羽市災害時受援計画」に基づき、関係機関等から適切に支援を受け業務の維持に努める。

3 災害対策職員の健康管理 (総務部)

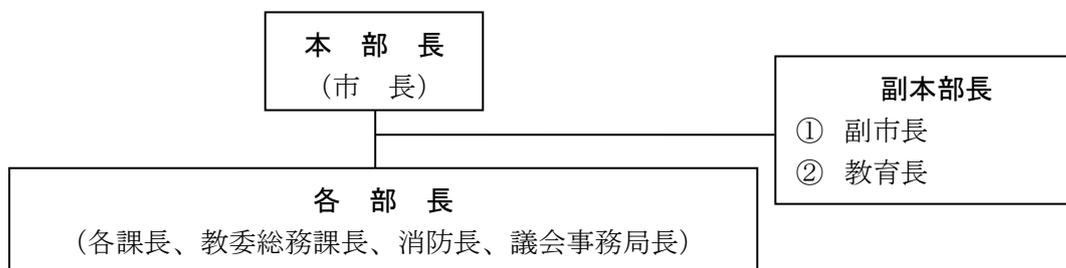
(1) 連続勤務の制限

各部長は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことのないよう、必要に応じて交替で休暇を与えるなど適切な措置を講じなければならない。(1日2交替以上勤務の場合、連続出勤は13日以内を目安とする。)

(2) こころのケア

災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るための措置をとる。

【別 図】 災害対策本部の組織



※ 本部長 (市長) の指示が受けられない場合には、副市長、教育長の順で本部長を代行する。

【別表】 所掌事務一覧表

1 予防期（事前に準備すること）

各所属(所属長)	所掌事務	構成員
総務課 (総務課長)	(1) 市民への啓発、防災人材の育成・活動支援、避難訓練 (2) 避難路の整備及び誘導看板等の設置・周知 (3) 防災資機材の配備及び点検 (4) 災害輸送体制の確立 (5) 市災対本部体制の整備・充実 (6) 職員の研修、訓練 (7) 情報収集体制・伝達手段の整備 (8) 応援受援体制及び連携体制の構築 (9) 災害時用物資等の備蓄・調達・供給体制の構築	総務課員  監査委員事務局 職員  選挙管理委員会 職員
市民課 (市民課長)	(1) 陸上における物資輸送体制の構築 (2) 災害ボランティアセンターの設立促進と活動拠点・環境の整備 (3) 災害ボランティアの円滑な受け入れのための連携体制構築 (4) みえ災害ボランティア支援センターとの協力体制の構築 (5) 災害時の災害ボランティアへの参画促進	市民課員
税務課 (税務課長)	【管理収納係・市民税係・特別滞納整理係】 (1) 避難所開設体制の確立 (2) 避難所運営支援体制の確立  【固定資産税係】 (1) 建物の被害調査体制の構築	税務課員
環境課 (環境課長)	【環境保全係】 (1) し尿処理体制の確立 (2) 遺体の収容及び処理体制の確立  【資源リサイクル係】 (1) 災害廃棄物処理計画の見直し及び処理体制の確立	環境課員
農林水産課 (農林水産課長)	(1) 企業・事業所の防災対策の促進 (2) 水産の防災対策の推進 (3) 農業施設等の防災対策の推進 (4) 漁港施設の防災対策の推進 (5) 海上輸送対策 (6) 農林水産関係者への啓発	農林水産課員

各所属(所属長)	所掌事務	構成員
観光商工課 (観光商工課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の情報共有体制の確立</li> <li>2 観光客等の避難状況等の連絡体制の確立</li> <li>3 観光客等の避難誘導體制の確立</li> <li>4 避難誘導看板等の整備</li> <li>5 帰宅困難者一時受入れ体制の確立</li> <li>6 企業・事業所の防災対策の促進</li> <li>7 物資拠点の運営体制の構築</li> </ol>	観光商工課員
建設課 (建設課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 耐震診断及び補強工事の推進</li> <li>2 被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士等の確保</li> <li>3 応急仮設住宅建設体制の整備</li> <li>4 道路・河川・海岸の防災・減災対策</li> <li>5 土砂災害警戒区域等の市民への周知</li> </ol>	建設課員
定期船課 (定期船課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 乗客の安全確保、避難誘導対策</li> <li>2 船舶による海上輸送体制の構築</li> <li>3 海上での情報伝達手段の整備</li> </ol>	定期船課員
健康福祉課 (健康福祉課長)	<p><b>【生活支援係】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者生活再建体制の整備</li> <li>2 福祉避難所の確保</li> <li>3 義援金品の受入・配分体制の整備</li> </ol> <hr/> <p><b>【長寿介護係・障害福祉係】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 要配慮者対策</li> <li>2 避難行動要支援者名簿の作成</li> <li>3 要配慮者に配慮した避難所対策</li> </ol> <hr/> <p><b>【子育て支援室】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育所の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び訓練の実施</li> <li>2 保育所施設の耐震化等</li> <li>3 児童の安全確保</li> <li>4 防災教育の実施</li> <li>5 防災人材育成と活用</li> </ol> <hr/> <p><b>【健康係】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療体制の整備</li> <li>2 医療機能の確保</li> <li>3 災害時の医療体制等の周知</li> </ol>	健康福祉課員

各所属(所属長)	所掌事務	構成員
水道課 (水道課長)	<b>【管理係・工務係】</b> 1 上水道施設の耐震化の強化 2 管理図書の整備 3 応急対策(応急給水・復旧)の体制整備	水道課員
	<b>【下水道係・工務係】</b> 1 下水道施設の耐震化の強化等 2 管理図書の整備 3 下水の仮排水及びし尿の応急処理対策	
教育委員会 事務局 (教委総務課長) (生涯学習課長) (学校教育課長)	<b>【教育委員会総務課】</b> 1 学校施設等の耐震化、非構造部材の耐震対策の実施 2 学校施設等の安全点検の実施 3 防災啓発活動の実施	教育委員会職員
	<b>【生涯学習課】</b> 1 防災啓発活動の実施 2 文化財の保管・保護	
	<b>【学校教育課】</b> 1 校内防災体制の整備、防災計画等の策定及び防災訓練の実施 2 児童・生徒等の安全確保 3 防災教育の推進 4 学校防災人材の育成・活用 5 地域・家庭及び関係機関との連携した防災対策・教育の推進 6 職員、保護者等の連絡体制の確立 7 災害時の学校給食体制の整備 8 初期救急、備蓄品等の整備	
消防本部 (消防長)	1 自主防災組織・消防団等の活動支援及び活性化の推進 2 各種災害対応訓練の実施 3 消防団による避難誘導対策 4 危険物施設等の防災対策の推進 5 空中輸送対策 6 消防力の強化 7 救助力の強化 8 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 9 火災予防対策 10 受援・応援体制の整備	消防本部職員  消防署員
議会事務局 (議会事務局長)	1 各議員との連絡体制の確立	議会事務局職員

2 初動体制確立期【発災～3時間】

各部(部長)	所掌事務	部 員
総務部 (総務課長)	<b>【本部班】</b> 1 災害対策のための配備体制 2 市災対本部の設置、運営 3 応急対策方針の確立 4 県への派遣要請等 5 市が所有する車の確保 6 外部機関への情報提供	総務課員  監査委員事務局 職員
	<b>【情報班】</b> 1 通信機能の確保 2 災害・被害情報等の収集・把握 3 災害・被害情報の報告 4 市民への被害状況、避難指示の伝達 5 職員の安否確認、参集状況把握	
企画財政部 (企画財政課長)	1 災害情報の収集の支援 2 被害情報の収集の支援 3 災害関係の予算措置 4 救助活動に伴う経費の調整	企画財政課員  会計課員
市民部 (市民課長)	<b>【物資輸送班】</b> 1 陸上における物資輸送の準備体制確認	市民課員
	<b>【ボラセン班】</b> 1 災害ボランティアセンター設置に向けた準備	
税務部 (税務課長)	<b>【避難所班】</b> 1 避難所開設準備	税務課員
	<b>【税務班】</b> 1 建物の被害情報の収集	
環境部 (環境課長)	<b>【埋火葬班】</b> 1 遺体の収容及び処理 2 遺体の埋火葬	環境課員
	<b>【し尿処理班】</b> 1 し尿処理体制の確認	
	<b>【生活ごみ・がれき処理班】</b> 1 生活ごみ等処理体制の準備 2 災害がれき処理体制の準備	
農林水産部 (農林水産課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集	農林水産課員

各部(部長)	所掌事務	部 員
観光商工部 (観光商工課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有</li> <li>2 避難状況等の情報収集・避難誘導等の発信</li> <li>3 帰宅困難者の避難誘導</li> <li>4 帰宅困難者一時受入れ</li> <li>5 物資拠点開設準備・調整</li> </ol>	観光商工課員
建設部 (建設課長)	<p>【建設班】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路交通情報・被害情報の収集</li> <li>2 道路パトロールと応急措置</li> <li>3 緊急輸送道路の確保</li> <li>4 公共土木施設等の被害情報の収集</li> </ol>	建設課員
定期船部 (定期船課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 乗客の安全確保、避難誘導</li> <li>2 物資輸送手段の確保</li> </ol>	定期船課員
健康福祉部 (健康福祉課長)	<p>【生活支援班】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 義援金品の受入・配分のため実施機関の設置</li> </ol> <p>【長寿介護係・障害福祉班】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 要配慮者施設等の被災状況の把握</li> </ol> <p>【子育て支援班】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育所児童の安全確保</li> <li>2 保育所の被害情報の収集</li> </ol> <p>【保健医療班】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療情報の収集・共有</li> <li>2 医薬品の確保</li> <li>3 医療・救護活動</li> </ol>	健康福祉課員
水道部 (水道課長)	<p>【水道班】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備</li> <li>2 飲料水の確保</li> </ol> <p>【下水道班】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備</li> </ol>	水道課員

各部(部長)	所掌事務	部 員
<p>教育部 (教委総務課長)</p>	<p>【総務班】 1 学校等の被害状況等の把握・情報提供</p> <hr/> <p>【生涯学習班】 1 施設利用者等の避難誘導 2 避難情報、被害情報の収集と連絡調整</p> <hr/> <p>【学校教育班】 1 学校等における児童・生徒等の安全確保 2 登下校時の児童・生徒等の安全確保 3 夜間・休日等における対応 4 被災、被害情報の収集と連絡調整 5 学校給食施設等の情報収集</p>	<p>教育委員会職員</p>
<p>消防部 (消防長)</p>	<p>1 消防部隊の出動及び運用 2 行方不明者等の搜索 3 救助・救急及び消防活動 4 医療・救護活動における患者搬送および収容 5 緊急輸送ルートを選定 6 通信機能の確保 7 災害情報等の収集・伝達 8 消防団等によるヘリコプターの受入 9 水防活動 10 危険物施設等の二次災害発生防止の緊急措置、災害応急対策</p>	<p>消防本部職員  消防署員</p>
<p>議会部 (議会事務局長)</p>	<p>1 各議員の安否確認</p>	<p>議会事務局職員</p>

3 即時対応期（救命中心）【3時間～24時間】

各部(部長)	所掌事務	部 員
総務部 (総務課長)	<b>【本部班】</b> 1 市災対本部の運営 2 県・協定締結市町等への派遣・応援要請等 3 市が所有する車の確保 4 外部機関への情報提供	総務課員  監査委員事務局 職員  選挙管理委員会 職員
	<b>【情報班】</b> 1 通信機能の確保 2 災害・被害情報等の収集・把握 3 災害・被害情報の報告 4 市民への被害状況、避難指示の伝達 5 職員の安否確認、参集状況把握	
企画財政部 (企画財政課長)	1 災害情報の収集の支援 2 被害情報の収集の支援 3 災害関係の予算措置 4 救助活動に伴う経費の調整	企画財政課員  会計課員
市民部 (市民課長)	<b>【物資輸送班】</b> 1 陸上における物資輸送の準備	市民課員
	<b>【ボラセン班】</b> 1 災害ボランティアセンター設置に向けた準備	
税務部 (税務課長)	<b>【避難所班】</b> 1 避難所及び避難者の受入状況の確認	税務課員
	<b>【税務班】</b> 1 建物の被害調査体制の確立	
環境部 (環境課長)	<b>【埋火葬班】</b> 1 遺体の収容及び処理 2 遺体の埋火葬	環境課員
	<b>【し尿処理班】</b> 1 し尿処理	
	<b>【生活ごみ・がれき処理班】</b> 1 生活ごみ等処理 2 災害がれき処理	
農林水産部 (農林水産課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集	農林水産課員

第3部 発災後対策  
第1章 災害対策本部機能の確保

各部(部長)	所掌事務	部 員
観光商工部 (観光商工課長)	1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 3 帰宅困難者の情報収集及び対応 4 物資拠点施設の状況確認	観光商工課員
建設部 (建設課長)	<b>【建設班】</b> 1 道路交通情報・被害情報の収集 2 道路パトロールと応急措置 3 緊急輸送道路の確保 4 公共土木施設等の被害情報の収集 5 人員及び資機材の確保等	建設課員
定期船部 (定期船課長)	1 乗客の安全確保、避難誘導 2 物資輸送手段の確保	定期船課員
健康福祉部 (健康福祉課長)	<b>【生活支援班】</b> 1 義援金品の受入・配分のため実施機関の設置 2 災害救助法の適用 3 費用の支弁および精算 4 生活必需品の提供 ..... <b>【長寿介護係・障害福祉班】</b> 1 要配慮者施設等の被災状況の把握 2 要配慮者の避難支援・生活環境の確保 3 避難所での生活が困難な要配慮者対策 4 要配慮者の福祉・保健対策等 ..... <b>【子育て支援班】</b> 1 保育所児童の安全確保 2 保育所の被害情報の収集 3 保育所児童の保育継続判断 ..... <b>【保健医療班】</b> 1 医療情報の収集・共有 2 医薬品の確保 3 医療・救護活動 4 医療施設の応急復旧 5 防疫、保健衛生活動実施体制の確立	健康福祉課員

各部(部長)	所掌事務	部 員
水道部 (水道課長)	<b>【水道班】</b> 1 施設の応急対策活動 2 応急給水活動の調整 3 応急給水活動の実施 4 市町水道施設応急活動への参加	水道課員
	<b>【下水道班】</b> 1 施設の応急対策活動	
教育部 (教委総務課長)	<b>【総務班】</b> 1 学校等の被害状況等の把握・情報提供 2 施設復旧に関する情報収集・検討	教育委員会職員
	<b>【生涯学習班】</b> 1 各施設等の被害状況等の把握・情報提供	
	<b>【学校教育班】</b> 1 児童・生徒等の下校時の保護継続の判断 2 学校給食施設等の情報収集	
消防部 (消防長)	1 消防部隊の出動及び運用 2 行方不明者等の搜索 3 救助・救急及び消防活動 4 医療・救護活動における患者搬送および収容 5 緊急輸送ルートを選定 6 災害情報等の収集・伝達 7 消防団等によるヘリコプターの受入 8 水防活動 9 危険物施設等の二次災害発生防止の緊急措置、災害応急対策 10 広域的な応援・受援体制の整備	消防本部職員 消防署員
議会部 (議会事務局長)	1 各議員の安否確認	議会事務局職員

4 緊急対応期（救援・支援）【24時間～3日】

各部(部長)	所掌事務	部 員
総務部 (総務課長)	<b>【本部班】</b> 1 市災对本部の運営 2 県・協定締結市町等への派遣・応援要請等 3 市が所有する車の確保 4 外部機関への情報提供 5 災害対応職員の健康管理	総務課員 監査委員事務局 職員 選挙管理委員会 職員
	<b>【情報班】</b> 1 通信機能の確保 2 災害・被害情報等の収集・把握 3 災害・被害情報の報告 4 市民への被害状況、避難指示の伝達 5 職員の安否確認、参集状況把握	
企画財政部 (企画財政課長)	1 被害情報の収集の支援 2 災害関係の予算措置 3 救助活動に伴う経費の調整	企画財政課員 会計課員
市民部 (市民課長)	<b>【物資輸送班】</b> 1 陸上における物資輸送の準備	市民課員
	<b>【ボラセン班】</b> 1 災害ボランティアセンター設置支援	
税務部 (税務課長)	<b>【避難所班】</b> 1 避難所の適切な運営及び管理支援	税務課員
	<b>【税務班】</b> 1 建物の被害調査の実施	
環境部 (環境課長)	<b>【埋火葬班】</b> 1 遺体の収容及び処理 2 遺体の埋火葬	環境課員
	<b>【し尿処理班】</b> 1 し尿処理	
	<b>【生活ごみ・がれき処理班】</b> 1 生活ごみ等処理 2 災害がれき処理	
農林水産部 (農林水産課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集、関係機関との連絡調整	農林水産課員
観光商工部 (観光商工課)	1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 3 帰宅困難者の情報収集及び対応 4 物資拠点の運営	観光商工課員

各部(部長)	所掌事務	部 員
建設部 (建設課長)	<b>【建設班】</b> 1 道路交通情報・被害情報の収集 2 道路パトロールと応急措置 3 緊急輸送道路の確保 4 公共土木施設等の被害情報の収集 5 人員及び資機材の確保等	建設課員
定期船部 (定期船課長)	1 乗客の安全確保 2 物資輸送手段の確保	定期船課員
健康福祉部 (健康福祉課長)	<b>【生活支援班】</b> 1 義援金品の受入・配分のため実施機関の設置 2 災害救助法の適用 3 費用の支弁および精算 4 生活必需品の提供 <hr/> <b>【長寿介護係・障害福祉班】</b> 1 要配慮者施設等の被災状況の把握 2 要配慮者の避難支援・生活環境の確保 3 避難所での生活が困難な要配慮者対策 4 要配慮者の福祉・保健対策等 <hr/> <b>【子育て支援班】</b> 1 保育所児童の安全確保 2 保育所の被害情報の収集 3 保育所児童の保育継続判断 <hr/> <b>【保健医療班】</b> 1 医療情報の収集・共有 2 医薬品の確保 3 医療・救護活動 4 医療施設の応急復旧 5 防疫、保健衛生活動実施体制の確立	健康福祉課員
水道部 (水道課長)	<b>【水道班】</b> 1 施設の応急対策活動 2 応急給水活動の調整 3 応急給水活動の実施 4 市町水道施設応急活動への参加 <hr/> <b>【下水道班】</b> 1 施設の応急対策活動	水道課員

各部(部長)	所掌事務	部 員
<p>教育部 (教委総務課長)</p>	<p>【総務班】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校等の被害状況等の把握・情報提供</li> <li>2 施設復旧に関する情報収集・検討</li> </ol> <hr/> <p>【生涯学習班】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各施設等の被害状況等の把握・情報提供</li> </ol> <hr/> <p>【学校教育班】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校等における児童・生徒等の安全確保</li> <li>2 県教委、教職員との連絡調整</li> <li>3 学校給食施設等の情報収集</li> </ol>	<p>教育委員会職員</p>
<p>消防部 (消防長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防部隊の出動及び運用</li> <li>2 行方不明者等の捜索</li> <li>3 救助・救急及び消防活動</li> <li>4 医療・救護活動における患者搬送および収容</li> <li>5 緊急輸送ルートを選定</li> <li>6 災害情報等の収集・伝達</li> <li>7 消防団等によるヘリコプターの受入</li> <li>8 危険物施設等の二次災害発生防止の緊急措置、災害応急対策</li> <li>9 広域的な応援・受援体制の整備</li> <li>10 惨事ストレス対策</li> </ol>	<p>消防本部職員 消防署員</p>
<p>議会部 (議会事務局長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各議員の安否確認</li> <li>2 各議員との連絡調整</li> </ol>	<p>議会事務局職員</p>

5 応急対応期（生活の安定）【3日～1週間】

各部(部長)	所掌事務	部員
総務部 (総務課長)	<b>【本部班】</b> 1 市災対本部の運営 2 県・協定締結市町等への派遣・応援要請等 3 市が所有する車の確保 4 外部機関への情報提供 5 災害対応職員の健康管理	総務課員 監査委員事務局 職員 選挙管理委員会 職員
	<b>【情報班】</b> 1 通信機能の確保 2 災害・被害情報等の収集・把握 3 災害・被害情報の報告 4 市民への被害状況、避難指示の伝達 5 職員の安否確認、参集状況把握	
企画財政部 (企画財政課長)	1 被害情報の収集の支援 2 災害関係の予算措置 3 救助活動に伴う経費の調整	企画財政課員 会計課員
市民部 (市民課長)	<b>【物資輸送班】</b> 1 陸上における救助物資の輸送	市民課員
	<b>【ボラセン班】</b> 1 災害ボランティアセンターの運営支援	
税務部 (税務課長)	<b>【避難所班】</b> 1 避難所の適切な運営及び管理支援	税務課員
	<b>【税務班】</b> 1 建物の被害調査の実施	
環境部 (環境課長)	<b>【埋火葬班】</b> 1 遺体の収容及び処理 2 遺体の埋火葬	環境課員
	<b>【し尿処理班】</b> 1 し尿処理	
	<b>【生活ごみ・がれき処理班】</b> 1 生活ごみ等処理 2 災害がれき処理	
農林水産部 (農林水産課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集、関係機関との連絡調整	農林水産課員

各部(部長)	所掌事務	部 員
観光商工部 (観光商工課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有</li> <li>2 避難状況等の情報収集、発信</li> <li>3 帰宅困難者の情報収集及び対応</li> <li>4 物資拠点の運営・管理（協定締結機関への引継ぎ）</li> </ol>	観光商工課員
建設部 (建設課長)	<p>【建設班】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路交通情報・被害情報の収集</li> <li>2 道路パトロールと応急措置</li> <li>3 緊急輸送道路の確保</li> <li>4 公共土木施設等の被害情報の収集</li> <li>5 被災建築物応急危険度判定等の実施</li> <li>6 応急仮設住宅の確保</li> <li>7 人員及び資機材の確保等</li> </ol>	建設課員
定期船部 (定期船課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 乗客の帰宅支援</li> <li>2 物資輸送</li> </ol>	定期船課員
健康福祉部 (健康福祉課長)	<p>【生活支援班】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 義援金品の受入・配分のため実施機関の設置</li> <li>2 災害救助法の適用</li> <li>3 費用の支弁および精算</li> <li>4 生活必需品の提供</li> </ol> <hr/> <p>【長寿介護係・障害福祉班】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 要配慮者施設等の被災状況の把握</li> <li>2 要配慮者の避難支援・生活環境の確保</li> <li>3 避難所での生活が困難な要配慮者対策</li> <li>4 要配慮者の福祉・保健対策等</li> </ol> <hr/> <p>【子育て支援班】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育所児童の安全確保</li> <li>2 保育所の被害情報の収集</li> <li>3 保育所児童の保育継続判断</li> </ol> <hr/> <p>【保険医療班】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療情報の収集・共有</li> <li>2 医薬品の確保</li> <li>3 医療・救護活動</li> <li>4 医療施設の応急復旧</li> <li>5 防疫、保健衛生活動実施体制の確立</li> </ol>	健康福祉課員

各部(部長)	所掌事務	部 員
<p>水道部 (水道課長)</p>	<p>【水道班】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設の応急対策活動</li> <li>2 応急給水活動の調整</li> <li>3 応急給水活動の実施</li> <li>4 市町水道施設応急活動への参加</li> </ol> <p>【下水道班】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設の応急対策活動</li> </ol>	<p>水道課員</p>
<p>教育部 (教委総務課長)</p>	<p>【総務班】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校等の被害状況等の把握・情報提供</li> <li>2 施設復旧に関する情報収集・検討</li> </ol> <p>【生涯学習班】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各施設等の被害状況等の把握・情報提供</li> <li>2 指定文化財の保護、応急処置</li> </ol> <p>【学校教育班】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急教育の実施判断</li> <li>2 学校給食の措置</li> </ol>	<p>教育委員会職員</p>
<p>消防部 (消防長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防部隊の出動及び運用</li> <li>2 行方不明者等の搜索</li> <li>3 緊急輸送ルートを選定</li> <li>4 災害情報等の収集・伝達</li> <li>5 消防団等によるヘリコプターの受入</li> <li>6 危険物施設等の二次災害発生防止の緊急措置、災害応急対策</li> <li>7 広域的な応援・受援体制の整備</li> <li>8 惨事ストレス対策</li> <li>9 消防職団員の安否確認</li> <li>10 消防施設等被害状況の確認</li> </ol>	<p>消防本部職員 消防署員</p>
<p>議会部 (議会事務局長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各議員の安否確認</li> <li>2 各議員との連絡調整</li> </ol>	<p>議会事務局職員</p>

6 復旧期（社会の復旧・復興）【1週間～数か月以降】

各部(部長)	所掌事務	部 員
総務部 (総務課長)	<b>【本部班】</b> 1 市災对本部の運営 2 県・協定締結市町等への派遣・応援要請等 3 市が所有する車の確保 4 外部機関への情報提供 5 災害対応職員の健康管理	総務課員 監査委員事務局 職員 選挙管理委員会 職員
	<b>【情報班】</b> 1 通信機能の確保 2 災害・被害情報等の収集・把握 3 災害・被害情報の報告 4 市民への被害状況、避難指示の伝達 5 職員の安否確認、参集状況把握	
企画財政部 (企画財政課長)	1 被害情報の収集の支援 2 災害関係の予算措置 3 救助活動に伴う経費の調整 4 災害関係経費の出納 5 市震災復興本部（仮称）設置に向けた検討 6 復旧・復興計画等の策定	企画財政課員 会計課員
市民部 (市民課長)	<b>【物資輸送班】</b> 1 陸上における救助物資の輸送	市民課員
	<b>【ボラセン班】</b> 1 災害ボランティアセンターの運営支援	
税務部 (税務課長)	<b>【避難所班】</b> 1 避難所の適切な運営及び管理支援	税務課員
	<b>【税務班】</b> 1 建物の被害調査の実施	
環境部 (環境課長)	<b>【埋火葬班】</b> 1 遺体の収容及び処理 2 遺体の埋火葬	環境課員
	<b>【し尿処理班】</b> 1 し尿処理	
	<b>【生活ごみ・がれき処理班】</b> 1 生活ごみ等処理 2 災害がれき処理	
農林水産部 (農林水産課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の復旧保全	農林水産課員

各部(部長)	所掌事務	部 員
観光商工部 (観光商工課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有</li> <li>2 避難状況等の情報収集、発信</li> <li>3 帰宅困難者の情報収集及び対応</li> <li>4 物資拠点の運営・管理（～物資拠点運営終了まで）</li> </ol>	観光商工課員
建設部 (建設課長)	<p>【建設班】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路交通情報・被害情報の収集</li> <li>2 道路パトロールと応急措置</li> <li>3 緊急輸送道路の確保</li> <li>4 公共土木施設等の被害情報の収集</li> <li>5 被災建築物応急危険度判定等の実施</li> <li>6 応急仮設住宅の確保</li> <li>7 住宅関連情報の受発信</li> <li>8 人員及び資機材の確保等</li> </ol>	建設課員
定期船部 (定期船課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 乗客の帰宅支援</li> <li>2 物資等輸送</li> <li>3 船舶、施設の応急復旧</li> </ol>	定期船課員
健康福祉部 (健康福祉課長)	<p>【生活支援班】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 義援金品の受入・配分のため実施機関の設置</li> <li>2 災害救助法の適用</li> <li>3 費用の支弁および精算</li> <li>4 生活必需品の提供</li> <li>5 被災者生活再建支援</li> </ol> <hr/> <p>【長寿介護係・障害福祉班】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 要配慮者施設等の被災状況の把握</li> <li>2 要配慮者の避難支援・生活環境の確保</li> <li>3 避難所での生活が困難な要配慮者対策</li> <li>4 要配慮者の福祉・保健対策等</li> <li>5 社会福祉施設の応急復旧</li> <li>6 介護保険料の減免及び徴収猶予</li> </ol> <hr/> <p>【子育て支援班】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育所児童の安全確保</li> <li>2 保育所の被害情報の収集</li> <li>3 保育所児童の保育継続判断</li> <li>4 社会福祉施設の応急復旧</li> <li>5 保育の開始準備</li> </ol>	健康福祉課員

第3部 発災後対策  
第1章 災害対策本部機能の確保

各部(部長)	所掌事務	部員
健康福祉部 (健康福祉課長)	<b>【保健医療班】</b> 1 医療情報の収集・共有 2 医薬品の確保 3 医療・救護活動 4 医療施設の応急復旧 5 防疫、保健衛生活動実施体制の確立	健康福祉課員
水道部 (水道課長)	<b>【水道班】</b> 1 施設の復旧対策 2 応急給水活動の調整 3 応急給水活動の実施 4 市町水道施設応急活動への参加  <b>【下水道班】</b> 1 施設の復旧対策	水道課員
教育部 (教委総務課長)	<b>【総務班】</b> 1 被害情報の収集と連絡調整 2 施設復旧の推進  <b>【生涯学習班】</b> 1 各施設等の被害状況等の把握・情報提供 2 指定文化財の保護、応急処置  <b>【学校教育班】</b> 1 学校の再開 2 学校給食の再開	教育委員会職員
消防部 (消防長)	1 消防部隊の出動及び運用 2 行方不明者等の捜索 3 緊急輸送ルートを選定 4 災害情報等の収集・伝達 5 消防団等によるヘリコプターの受入 6 危険物施設等の二次災害発生防止の緊急措置、災害応急対策 7 広域的な応援・受援体制の整備 8 惨事ストレス対策 9 消防職団員の安否確認 10 消防施設等被害状況の確認	消防本部職員 消防署員
議会部 (議会事務局長)	1 各議員との連絡調整	議会事務局職員

## 第2節 通信機能の確保

【主担当部】：総務部、消防部

### 第1項 活動方針

- 災害時の広範囲にわたる輻輳や通信途絶等への対応として、通信手段を確保する。
- 大地震の発生により、公衆の固定通信網や移動体通信網が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた自営の通信網であるため、適切な対応、応急措置が要求される。このため、通信確保の可否を早急に確認し、障害の早期復旧に努め、県と市及び市と避難所、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。
- 無線通信機器や通信施設が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、実態を早急に把握し、緊急の点検整備、応急復旧に努める。このため応急復旧に必要な要員の確保、無線機材の確保に留意する。
- 大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信を利用して通信する。このため、平時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う体制の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信ルートを確保する。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
通信手段の確保	総務部	【発災直後】 市災対本部設置後速やかに	・市通信設備設置機関 (避難所、防災関係機関) ・固定通信網や移動体通信網 の通信事業者
通信途絶時の対応	総務部	【通信途絶時】 既存の通信手段が機能低下 又は停止し、通信確保が困難 な防災機関を認知した時点	・市通信設備設置機関 (避難所、防災関係機関)

### 第3項 対策

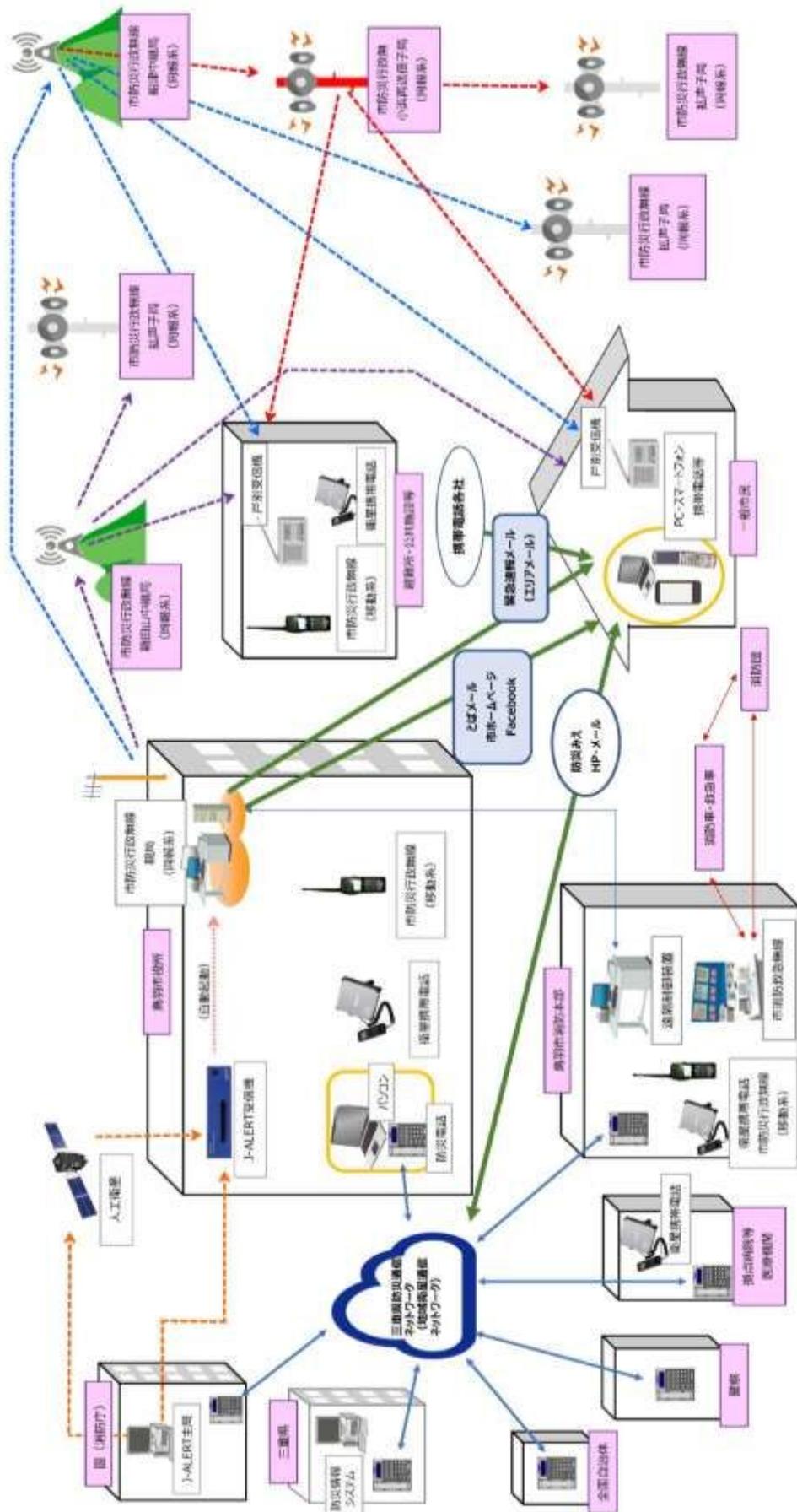
#### ■計画関係者共通事項等

#### 1 災害時に用いる通信手段の概要

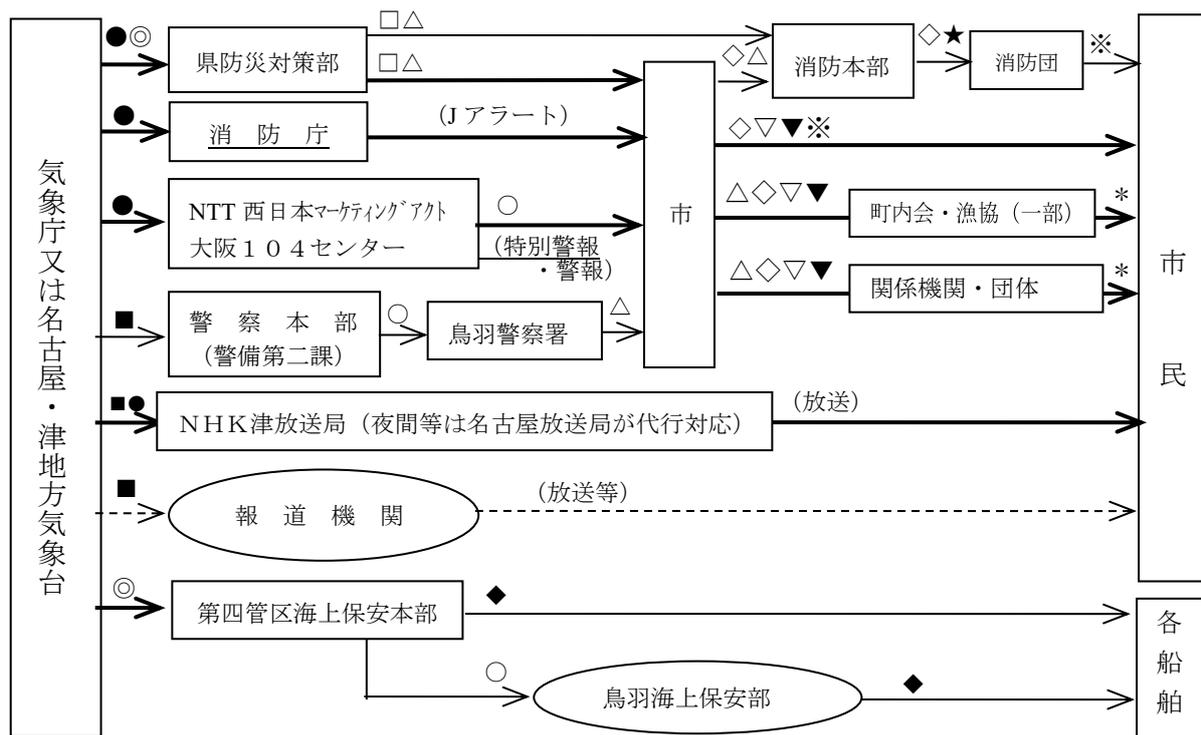
通信手段	種類	概要	課題
固定通信網、 移動体通信網 等	電話、FAX、携 帯電話 など	・一般的な通信手段で取扱いが容易である。	・災害時は輻輳、 途絶等により 使用できない 可能性がある
全国瞬時警報 システム (Jアラート)	地上系無線 衛星系無線 インターネット 回線	・通信衛星と市防災行政無線(同報系)やと ばメール等を利用し、緊急情報を市民へ瞬 時に伝達するシステムである。	・地震に対し、相 対的に弱い

通信手段	種類	概要	課題
三重県 防災通信 ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上系及び衛星系無線は、県と市、及び市と避難所、消防、警察、拠点病院等医療機関、国との間で通信可能である。</li> <li>・地上系無線は雨雲等の影響を受けにくく、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い。</li> <li>・有線系設備は、市、消防へ気象情報等を伝達するためのブロードバンドネットワークで、大容量データ通信が可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上系無線、有線系設備は地震に対し、相対的に弱く、衛星系無線は雨雲等の影響を受けやすい。</li> </ul>
市防災行政無線 (同報系)	地上系無線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市から市民へ屋外スピーカー等により情報伝達するための無線機である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震に対し、相対的に弱い</li> </ul>
市防災行政無線 (移動系)	地上系無線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市と地域との情報交換ができる携帯電話型の無線機で、主に避難所等に配備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震に対し、相対的に弱い</li> </ul>
地域衛星通信 ネットワーク	衛星系無線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町、国、全国自治体との間で直接連絡可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨雲等の影響を受けやすい</li> </ul>
三重県 防災情報提供 プラットフォーム	インター ネット回線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県と市の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、市民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ.jp」HP、市民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される。</li> <li>・防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関にアラートを通して提供するとともに、「防災みえ.jp」HPにより市民に情報提供を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震に対し、相対的にかなり弱い</li> </ul>
市消防救急無線	地上系無線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防本部と消防団、消防車・救急車等の間の無線網である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震に対し、相対的に弱い</li> </ul>
衛星携帯電話	衛星通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信インフラの整備されていない場所での通話が可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨雲等の影響を受けやすい。</li> <li>・衛星の方向に空が開けていないところでは使用できない</li> </ul>
とばメール	インター ネット回線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に気象・地震・津波情報等を提供する登録型メール配信サービスである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震に対し、相対的にかなり弱い</li> </ul>
緊急速報メール (エリアメール)	インター ネット回線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害・避難情報を回線混雑の影響を受けずに配信することが可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震に対し、相対的にかなり弱い</li> </ul>

本市の通信機能イメージ図



【伝達系統図】



凡例	
□△	気象業務法第15条等の法令による気象官署からの警報事項の通知機関
→	気象業務法第15条等の法令による通知系統
-->	気象業務法第13条等の法令による通知系統
→	県地域防災計画、協定、その他による伝達系統
⇒	気象業務法第15条の2による特別警報の通知もしくは周知の措置の系統

凡例	
◎	防災情報提供システム(専用回線)
■	防災情報提供システム(インターネット)
●	気象庁専用回線(ADESS回線等)
○	専用の電話・専用の電話FAX
△	一般の加入電話・加入FAX
□	三重県防災通信ネットワーク
◇	市防災行政無線
◆	無線通報等
★	市消防救急無線
▽	とばメール
▼	緊急速報メール
※	広報車
*	町内放送、関係機関通信手段等

## ■市が実施する対策

市防災行政無線等の通信確保の可否を早急に確認し、通信確保のために必要な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市及び市と避難所、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

### 1 通信手段の確保

災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

### 2 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、津波警報や避難指示等の重要な情報を市民に伝達するため、防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やメール配信サービス、インターネットホームページ等を通じて周知を図る。

また、市災対本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、市災対本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

### <固定通信事業者の実施する対策>

#### 1 応急措置

##### (1) 各施設等に対する応急措置

###### ア 交換所

津波、高潮に備え、対象交換所は防潮板により防護を行う。

###### イ トラフィック疎通状況、交換機等通信設備の監視強化

(ア) 対象地域に対するトラフィック疎通状況の把握と、必要によりトラフィック規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認する。

(イ) 対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、停電状況の把握等、その影響度合を確認する。

###### ウ 屋外設備

屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定される。このため重要ケーブル等については、その影響度合を確認する。

#### 2 応急対策

災害によって不通となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次応急復旧、第二次応急復旧の段階に分けて実施する。

##### (1) 緊急復旧（初動体制）

震災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の市内外通話を確保するまでの対策とする。

###### ア 対策

(ア) 災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成

(イ) テレビ・放送回線の救済

(ウ) 長期避難所への特設公衆電話設置

イ 復旧方法

- (ア) 移動無線機等の活用
- (イ) 屋外線及び仮設ケーブル等による復旧
- (ウ) 中継送路のマイクロ方式による救済
- (エ) 自家発電及び移動電源車の活用

(2) 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

ア 対策

- (ア) 重要加入者及び重要専用線の救済
- (イ) 公衆電話の復旧
- (ウ) 孤立地域（村落）の通信途絶解消

イ 復旧方法

- (ア) 屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧
- (イ) 非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

(3) 第二次応急復旧

被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

＜移動通信事業者の実施する対策＞

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ア 関係部署等への情報伝達体制の確保
- イ 施設・設備等の被害状況や通信状況の把握
- ウ 市災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 市災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 被災地通信設備の監視及び通信網の遠隔措置

- ア 設備の常時監視により被災状況の情報収集を実施
- イ 通信の疎通確保のため、遠隔切替制御等を実施

(3) 利用者等に対する広報

通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の市民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ア 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- イ 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- ウ 特設無料公衆電話設置場所の周知
- エ 市民に対して協力を要請する事項
- オ 災害用伝言サービス提供に関する事項
- カ その他必要な事項

(4) 移動通信基地局車両による応急通信の確保

災害時に優先的に通信を確保する必要がある重要施設については、移動通信基地局車両を配置することにより、応急的な通信を確保する。

## 2 復旧計画

### (1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

### (2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

優先順位	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、医療機関、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

### (3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

## 3 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

### <東海地方非常通信協議会（東海総合通信局）の実施する対策>

#### 1 非常通信の確保

東海地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求めることができる。

また、東海総合通信局では、携帯型の移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線及びMCA無線）や移動電源車等の貸出を行う支援体制を構築しているため、市は必要に応じて要請を行う。

### <その他の防災関係機関の実施する対策>

#### 1 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生時には、「■計画関係者共通事項等 1 災害時に用いる通信手段の概要（P3-23～3-24）」に掲げるいずれかの通信手段を用いて、相互に連絡を取れる体制を構築する。

#### 2 通信手段が確保できない場合の対応

##### (1) 非常通信の確保

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときで、通常の通信手段が途絶又は輻輳しているときは、東海地方非常通信協議会が定めた非常通信を利用して通信する。（非常通信系統図は、三重県地域防災計画添付資料参照）

##### (2) 防災相互通信用無線による通信

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で、各機関が円滑に防災活動を行うために直接無線通信を行うための手段として、防災相互通信用無線による通信を行う。

(3) 市災対本部への連絡員派遣

市災対本部との通信が途絶した場合又は途絶するおそれがある場合は、必要に応じ連絡員を市災対本部へ派遣する等により、連絡体制を確保するよう努める。

3 通信設備の応急復旧

各防災関係機関における通信設備が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、必要な要因や無線機材を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな応急復旧を行う。

## 第3節 防災関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察）との連携体制確保

【主担当部】：総務部、消防部、企画財政部

### 第1項 活動方針

○市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、自衛隊及び海上保安庁の支援を必要とする場合、迅速に派遣要請等を行う。

### 第2項 主要対策項目

#### 1 市が実施する対策

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
状況把握及び応急対策方針の確立	総務部	【発災1時間以内】 災害発生情報入手直後	・被害状況等(県、消防、警察、地区指定員等)
派遣要請等	総務部	【発災3時間以内】 災対本部連絡会議での意思決定後速やかに	・被害状況等(県、消防、警察、地区指定員等) ・応援要請(各部)
受入体制の整備	総務部 消防部	【発災6時間以内】 派遣要請後速やかに	・派遣状況(県伊勢地方部、関係機関連絡員等)
経費の負担区分の協議	総務部 企画財政部	【発災24時間以内】 受入体制整備後、速やかに	・派遣状況(県伊勢地方部、関係機関連絡員等)
撤収要請	総務部 消防部	【支援が不要な状況になった時点】 災対本部連絡会議での意思決定後速やかに	・派遣状況(県伊勢地方部、関係機関連絡員、各部等)

#### 2 防災関係機関が実施する対策

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
災害時の自主派遣	陸上自衛隊	【県の要請後、速やかに】	・被害状況、活動拠点等(県及び市)
災害派遣時の救援活動			
自衛官の権限		【災害派遣活動開始以降】	—
連絡員の派遣	・派遣場所(市)		
支援活動等	鳥羽海上保安部	【県の要請後、速やかに】	・被害状況(市)
災害警備活動	鳥羽警察署	【発災1時間以内】	・被害状況(市)



### 《災害派遣要請の三原則》

#### 1 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること

#### 2 緊急性

災害の状況から、直ちに対処しなければならない状況であること(さし迫った必要があること)

#### 3 非代替性

他の機関では対処不能か、能力が十分ではなく、自衛隊で対処する必要があること

(自衛隊の部隊が派遣される以外に、他の適切な手段が無いこと)

### 《様式1「自衛隊 災害派遣要請書(知事あて)」に記載する事項》(P3-36)

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由(特に災害区域の状況を明らかにすること。)
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となる事項

#### (2) 鳥羽海上保安部派遣要請

本部長は、災害応急対策のため、鳥羽海上保安部の支援を必要とするときは、支援を要請する事項を明らかにして、南勢志摩地域活性化局長を経由し、知事へ支援要請を求めるものとする。ただし、事態が急を要するときは、知事へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、本部長が知事に支援要請を求めることができない場合は、直接鳥羽海上保安部又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船もしくは航空機を通じ、第四管区海上保安本部長に対して要請することができる。ただし、この場合、本部長は、事後速やかに、第四管区海上保安本部長に要請した旨を知事に連絡しなければならない。

### 《支援要請事項》

- 1 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- 2 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- 3 その他、市が行う災害応急対策の支援

### 《様式2「海上保安庁 応急措置実施要請書(知事あて)」に記載する事項》(P3-37)

- 1 災害の状況及び要請支援を必要とする事由
- 2 支援を希望する期間
- 3 支援を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となる事項

## 3 受入体制の整備

### (1) 自衛隊

自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。(推進計画)

- ア 派遣部隊と市の連絡窓口及び責任者の決定
- イ 作業計画及び資機材の準備
- ウ 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- エ 市民の協力
- オ 派遣部隊の誘導

## (2) 海上保安庁

鳥羽海上保安部からの支援部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。  
(推進計画)

- ア 支援部隊と市の連絡窓口及び責任者の決定
- イ 作業計画及び資機材の準備
- ウ 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- エ 市民の協力
- オ 支援部隊の誘導

## 4 経費の負担区分の協議

派遣部隊が活動に要した経費は、派遣部隊と県及び本市が事前に協議して負担区分を決める。

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は関係市町が協議して負担割合を定める。

- (1) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金
- (2) 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
- (3) 活動のため現地で調達した資機材の費用
- (4) その他必要な経費については、事前に協議しておくこと

## 5 撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、本部長は知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊久居駐屯地司令、第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ、《様式3「自衛隊 撤収要請書(知事あて)》(P3-38)、及び《様式4「海上保安庁 撤収要請書(知事あて)》(P3-39)により、知事へ撤収要請を行う。

## ■防災関係機関が実施する対策

### 1 陸上自衛隊の対策

#### (1) 災害時の自主派遣(自衛隊法第83条第2項ただし書規定)

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊久居駐屯地司令または明野駐屯地司令等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

《自主派遣の判断基準》

- 1 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合。
- 2 災害に際し、都道府県知事等が災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- 3 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- 4 自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合

#### (2) 災害派遣時の救援活動(防衛省防災業務計画 第三 8災害派遣時に実施する救援活動)

- ア 被害状況の把握(車両、航空機による偵察)
- イ 避難の援助(誘導、輸送)
- ウ 遭難者等の搜索救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動

- カ 道路及び水路の啓開(障害物除去等)
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水の支援
- コ 救助物資の無償貸与又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去等

**(3) 自衛官の権限(基本法第63条～第65条、第76条及び第94条)**

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長、警察官及び海上保安官が、その場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

- ア 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
- イ 避難の措置・立入
- ウ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- エ 他人の土地等の一時使用等
- オ 現場の被災工作物等の除去等
- カ 市民等を応急措置の業務に従事させること

**(4) 連絡員の派遣**

災害時及び警戒宣言が発令された場合、県又は、市町災対本部に連絡幹部を派遣、災対本部との調整・連絡にあたらせる。

**2 鳥羽海上保安部の対策**

- (1) 海上保安部は、海難等の救助活動を行う。
- (2) 津波警報等が発表された場合、鳥羽市役所への指揮所の移転を予定し、相互の情報提供等により円滑な活動ができるよう体制を整える。原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

**3 鳥羽警察署の対策**

「第3部 第4章 第7節 災害警備活動 (P3-100)」を参照。

様式1 自衛隊 災害派遣要請書（知事あて）

鳥 総 第 号  
年 月 日

三重県知事 氏 名 様

鳥羽市長 氏 名 印

自衛隊の災害派遣要請要求について

災害を防除するため、自衛隊法83条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由  
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）  
派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (1) 派遣を希望する区域
  - (2) 派遣を希望する活動内容
  - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

様式2 海上保安庁 応急措置実施要請書（知事あて）

鳥 総 第 号  
年 月 日

三重県知事 氏 名 様

鳥羽市長 氏 名 印

海上保安庁の応急措置の実施要請要求について

このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び応急措置を要請する事由  
災害の状況（特に応急措置を必要とする区域の状況を明らかにする。）  
応急措置を要請する事由
- 2 応急措置を希望する期間
- 3 応急措置を希望する区域及び活動内容
  - (1) 応急措置を希望する区域
  - (2) 応急措置を希望する活動内容
  - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

様式3 自衛隊 撤収要請書（知事あて）

鳥 総 第 号  
年 月 日

三重県知事 氏 名 様

鳥羽市長 氏 名 印

自衛隊の撤収要請要求について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1 撤収要請日時

令和 年 月 日 時 分

2 派遣要請日時

令和 年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

様式4 海上保安庁 撤収要請書（知事あて）

鳥 総 第 号  
年 月 日

三重県知事 氏 名 様

鳥羽市長 氏 名 印

海上保安庁の応急措置撤収要請要求について

このことについて、災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1 撤収要請日時

令和 年 月 日 時 分

2 応急措置の実施要請日時

令和 年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

## 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用

【主担当部】：企画財政部、総務部

### 第1項 活動方針

- 特に津波の発生に関する情報について、気象庁(津地方気象台)と連携して速やかに情報を収集し、即時に市民に情報提供する。
- 災害関連情報の提供等に当たっては、要配慮者に配慮し、町内会等と連携して市民や地域の協力を積極的に求める。
- 町内会等からの被害情報等の収集・伝達に当たっては、市職員を現地派遣するなどして、確実な情報収集を図る。
- 災害関連情報の提供や広報に当たっては、報道機関と緊密に連携する。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
津波警報発表時等の緊急の情報伝達等	総務部 企画財政部	【発災直後】 相応規模の津波が発生する可能性を認知した時点	・津波警報等相応規模の津波の襲来を予見させる情報(気象庁<津地方気象台>)
災害情報の収集・伝達	総務部 企画財政部	【発災3時間以内】 市災対本部設置後すみやかに	・災害関連情報全般(市)
市民への広報・広聴	総務部 企画財政部	【随時】	・災害関連情報全般(市)

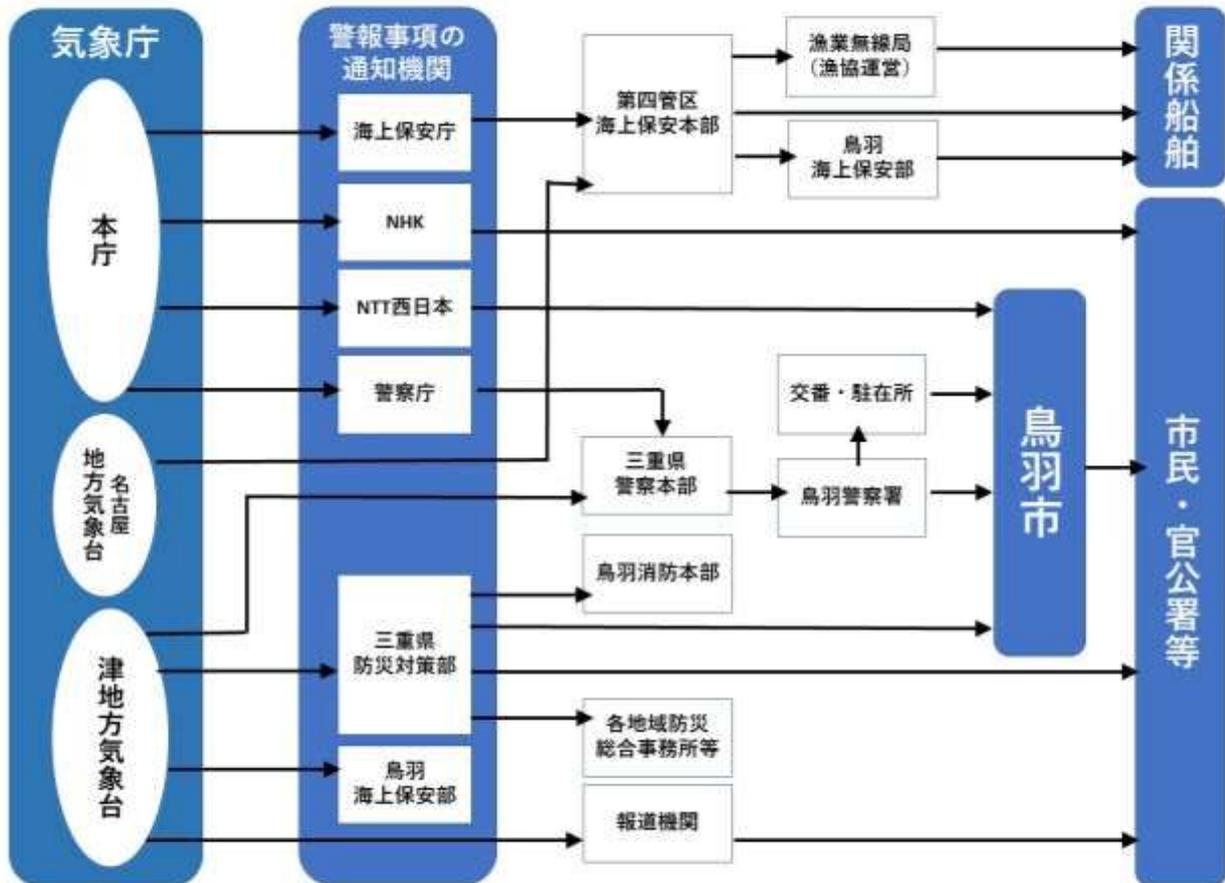
### 第3項 対策

#### ■計画関係者共通事項等

##### 1 津波警報等の伝達系統

津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、次の系統により市及び関係機関が伝達する。(推進計画)

### 津波警報等伝達系統図



(主な伝達系統)

気象庁から受報する機関	一次伝達手段	一次伝達先	二次伝達手段	二次伝達先
市	・鳥羽市防災通信ネットワーク ・一般電話等	町内会、自治会	・防災行政無線	市民
警察庁	・専用電話 ・専用FAX	警察本部→警察署	・一般電話 ・FAX	市
第三管区 海上保安本部	・専用電話 ・専用FAX	第四管区 海上保安本部	・無線通報など	各海上保安部 →関係船舶 関係船舶
NHK 各報道機関	・テレビ、ラジオ等放送	市民		
NTT西日本(NTT コウエア警報伝達システム担当)	・一般電話 ・FAX	市 (津波警報のみ)		

【警報等の連絡にあたっての留意事項】

- 1 警報等連絡発受にあたっては、確実に期するために記録簿を作り、記録のうえ原文のとおり連絡する。
- 2 警報等の連絡発受にあたっては、迅速に行うよう努めるとともに、相手方の氏名を確かめ、その時刻等を記入しておく。
- 3 警報等の受領及び連絡についての担当者は、勤務時間外において異常な事態を知ったときは、直ちに出勤し状況を把握するとともに、警報等について適切な措置をとる。

■市が実施する対策

1 津波警報発表時等の緊急の緊急情報伝達等

(1) 避難指示の伝達

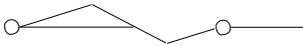
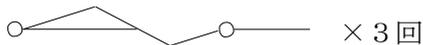
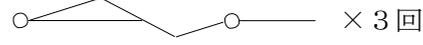
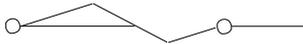
津波警報の発表時又は沿岸部において強い地震が発生して津波の危険性がある場合、市長は海浜にある者及び津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる沿岸部の市民に避難指示を出すとともに、多様な伝達手段を用いて各地区の津波避難計画に沿った避難行動を促す。

特に、特別警報に該当する大津波警報が発表された場合は、市民等に対し、直ちに周知するための措置を講じなければならない。

(2) 避難行動要支援者への情報伝達

市の地域特性をふまえて、可能な範囲で避難行動要支援者への災害情報の確実な伝達に努める。避難行動要支援者の個別の避難計画に基づく情報伝達を行う。

(3) 津波注意報・警報等の標識

標識の種類	標 識
	サイレン音
津波注意報標識	(約10秒サイレン音)  (約2秒休止)
津波警報標識	(約5秒サイレン音)  × 3回 (約6秒休止)
大津波警報標識	(約3秒サイレン音)  × 3回 (約2秒休止)(短声連点)
津波注意報及び 津波警報解除標識	(約10秒サイレン音)  (約1分繰返し) (約3秒休止)

(注) 吹鳴の反復は、適宜とする。

(4) 大震法に基づく警戒宣言の標識

標識の種類	標 識
	サイレン音
警戒宣言標識	(約45秒サイレン音)  (約15秒休止)

(注) 吹鳴の反復は、適宜とする。

2 災害情報等の収集・伝達

(1) 被害情報等の収集

ア 消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握する。特に要配慮者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、市民の避難状況の収集に努める。

イ 安否不明者及び行方不明者の安否情報収集

要救助者の迅速な把握のために氏名公表の必要性が認められる場合は、収集した安否不明者及び行方不明者の情報を速やかに県に提供し、その安否情報の収集を行う。

【参考】「災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等公表方針 (R5.8 県防災対策部)」

(2) 被害情報等の報告

地域内に災害が発生した場合は、防災情報システムを通じて県災対本部にその状況等を報告するが、県災対本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する。

【消防庁への連絡先】

平日 9:30～17:45（消防庁応急対策室）

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 8-7-048-500-90-49013
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 8-7-048-500-90-49033

夜間・休日（消防庁 消防防災・危機管理センター）

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49102	TEL 8-7-048-500-90-49102
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 8-7-048-500-90-49036

(3) 緊急派遣チーム等との連携

県災対本部及び地方部から県緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、県への報告事務等に有効活用する。

(4) ISUT（災害時情報集約支援チーム）の活用

県又は直接支援を要請し、災害情報を集約し視覚化した情報提供を受け、庁内並びに関係各機関との情報共有を図る。

3 市民への広報・広聴

以下に掲げる市民に必要な情報については、防災行政無線等を用いて情報提供するほか、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなどの確かな情報の提供に努める。

(1) 広報内容

- ア 災害発生状況（被害状況）
- イ 気象状況
- ウ 災害対策本部に関する情報
- エ 救助・救出に関する情報
- オ 避難に関する情報
- カ 被災者の安否に関する情報
- キ 二次災害危険性に関する情報
- ク 主要道路状況
- ケ 公共交通機関の状況
- コ ライフラインの状況
- サ 医療機関及び救護所等の状況
- シ 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- ス 公共土木施設状況
- セ 防疫・衛生に関する情報
- ソ 教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
- タ ボランティア及び支援に関する情報
- チ 住宅に関する情報
- ツ 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（市長からの呼びかけ等を含む）

上記の広報にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

市長が報道機関(ケーブルテレビを除く)による放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

(2) 市民対応窓口の設置

市民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、市民対応窓口を設置する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜気象庁(津地方気象台)の実施する対策＞

1 津波に関する警報等及び津波に関する情報の発表

(1) 津波に関する警報等の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを越える場合	10m超	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m		
		5m		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

津波予報

発表基準	内容
0.2m未満の海面変動が予想されるとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意は必要である旨を発表

(2) 津波警報等の伝達系統

津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、「＜計画関係者共通事項等＞1津波警報等伝達系統図(3-41)」により県及び関係機関が伝達する。

## 2 緊急地震速報(警報)及び地震に関する情報の発表

### (1) 緊急地震速報(警報)の発表

地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対して、緊急地震速報(警報)を発表する。

### (2) 地震情報

地震現象及びこれらに密接に関連する現象(津波現象を除く)の観測成果及び状況を内容とするものを発表する。

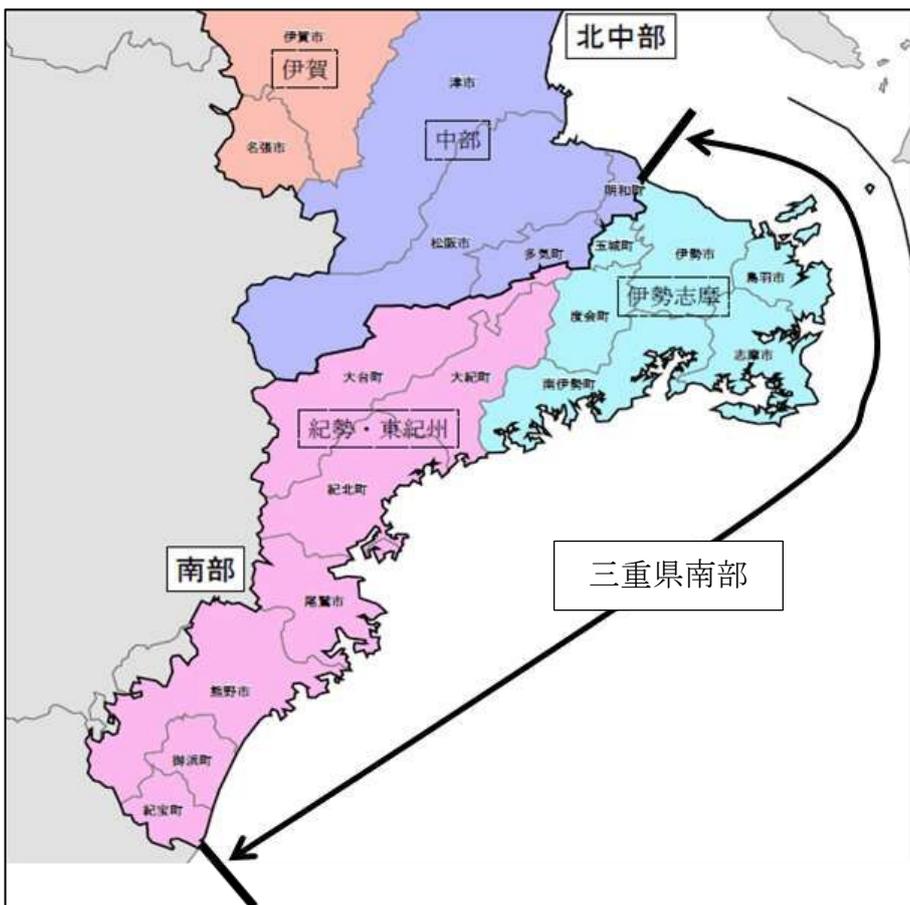
### (3) 大震法に基づく地震予知情報等

南海トラフ地震に関連する情報(臨時・定例)

津波予報区（南海トラフ地震震源域関連）



津波予報区（南海トラフ地震震源域関連）



※三重県南部：伊勢市・鳥羽市・志摩市・南伊勢町・大紀町・紀北町・尾鷲市・熊野市・御浜町・紀宝町の各沿岸

## ＜移動通信事業者の実施する対策＞

### 1 緊急速報メールによる情報の配信

各移動通信事業者は、緊急地震速報や津波警報、国・地方公共団体が発信する災害・避難情報等について、回線契約者の携帯電話等に対し緊急速報メールを配信し、情報の周知に努める。

## ＜報道機関の実施する対策＞

### 1 地震・津波災害関係情報の市民への広報

報道機関は、気象庁や市災対本部等から得た情報をもとに、市民に対して次の内容にかかる地震・津波災害関係情報の広報を行う。

#### 【広報内容】

- (1) 地震・津波の発生状況
- (2) 災害発生状況（被害状況）
- (3) 気象状況
- (4) 災害対策本部に関する情報
- (5) 救助・救出に関する情報
- (6) 避難に関する情報
- (7) 被災者の安否に関する情報
- (9) 二次災害危険性に関する情報
- (10) 主要道路状況
- (11) 公共交通機関の状況
- (12) ライフラインの状況
- (13) 医療機関及び救護所等の状況
- (14) 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- (15) 公共土木施設状況
- (16) 防疫・衛生に関する情報
- (17) 教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
- (18) ボランティア及び支援に関する情報
- (19) 住宅に関する情報
- (20) 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（市長からの呼びかけ等を含む）

## ＜その他の防災関係機関の実施する対策＞

### 1 被害情報等の収集と連絡

#### (1) 被害情報等の収集

防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの多様な手段を講じて収集する。

#### (2) 被害情報等の連絡

防災関係機関は収集した情報を防災情報システム、電話、ファクシミリ、防災通信ネットワーク、携帯電話等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて市災対本部へ連絡する。

### 2 災害関係記録写真、映像等の収集

防災関係機関は、災害写真、映像等を撮影、収集したときは、その内容を速やかに総務部に報告することとし、総務部は必要に応じて報道機関へ提供する。

## ■地域・市民が実施する共助・自助の対策

### 1 津波からの自衛措置

#### (1) 市民の協力による津波情報の伝達

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる沿岸部の市民は、地震が発生した場合、防災行政無線やテレビ、ラジオ等の放送、インターネット等により津波警報等の発表状況の確認に努め、津波の危険を認知した場合、また、停電時等、場合によっては津波の危険を確認できない場合であっても、周辺の市民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難する。

なお、あらかじめ自らの居住地の津波到達予想時間や規模を把握しておき、津波の到達までにできる限り高く、海岸線から遠い避難場所へ避難することに努める。

#### (2) 避難行動要支援者への支援

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域において、津波警報等が発表されるなどした場合、地域の津波避難計画に沿って、可能な範囲で避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難の支援に努める。

避難行動要支援者の個別の避難計画を策定している地域にあつては、計画に沿った支援に努める。

### 2 津波に関する現場情報の報告

津波の発生を予見させるような異常情報を発見したものは、速やかに避難行動をとり身の安全を確保するとともに、市や消防等防災関係機関に通報するよう努める。

### 3 被害情報等の提供

地震や津波による人的被害や火災等を発見したものは、速やかに消防署等の防災関係機関に通報する。

## 第5節 広域的な受援・応援体制の整備

【主担当部】：総務部、観光商工部、市民部

### 第1項 活動方針

<p>《応援体制》</p> <p>○本市が締結している各協定等に基づく応援要員・救援物資等の応援体制を迅速に構築し、積極的に被災地へ向けて展開する。</p> <p>○三重県市町災害時応援協定等に基づく市町間の応援体制の調整を迅速に行う。</p> <p>《受援体制》</p> <p>○鳥羽市災害時受援計画及び各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の受け入れを迅速に行い、被災地へ効果的に展開する。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 第2項 主要対策項目

#### 1 応援体制（県外又は県内被災地へ）

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
各協定等に基づく応援要請の受理	総務部	随時	・被災状況(要請元自治体) ・応援要請内容(資源(人・物)等)
連絡要員の派遣	総務部又は関係部	【発災 48 時間以内】 ・各協定に基づく派遣基準	・被災状況(要請元自治体) ・移動ルート
応援内容の検討及び市町間の調整	総務部又は関係部	【要請受理後直ちに】	・対応可能な資源(人・物)の確保状況(各部)
応援体制の構築	関係部	【要請受理後 72 時間以内】	・具体的な要請内容、進出拠点(要請元自治体)

#### 2 受援体制（県外又は県内自治体等から）

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
各協定等に基づく応援要請	総務部	【発災 12 時間以内】	・被害状況及び対応可能な資源(人・物)の状況
連絡要員の受け入れ	総務部	【発災 48 時間以内】	・受け入れ時期・人数等(応援自治体)
具体的な要請内容の検討	関係部	【発災 48 時間以内】	・不足している資源(人・物)の状況(各部・町内会等)
受援体制の構築	関係部	【発災 72 時間以内】	・受け入れ時期・資源(人数・数量)・場所

## 第3項 対策

### ■市が実施する対策

---

#### 〈応援体制〉

##### 1 各協定等に基づく応援要請の受理

三重県市町災害時応援協定及び基本法第67条、第72条並びに第74条の2第4項に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。

上記以外に基づく応援を行う場合は協定での定めによることとともに、県に対し応援を行う旨の報告を行う。

##### 2 連絡要員の派遣

- (1) 市は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対応を実施するため、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣することに努める。なお、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災市町に職員を派遣することに努める。
- (2) 連絡要員は、被災市町の応援ニーズを的確に把握することに努める。

##### 3 応援内容の検討及び市町間の調整

- (1) 応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源（人・物）について確保する。
- (2) 応援が不可能な場合は、直ちに県又は被災市町へその旨を報告することとする。

##### 4 応援体制の構築

- (1) 応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。
- (2) 応援要員の健康管理に十分留意するとともに、被災市町の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員を予め確保する。
- (3) 応援活動の実施にあたっては、応援活動が自活的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

#### 〈受援体制〉

##### 1 各協定等に基づく応援要請

- (1) 応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、「鳥羽市災害時受援計画」「三重県市町応援協定」等の各協定及び基本法第67条並びに第68条に基づき、総務省「被災市区町村応援職員確保システム」等を用いて、協定市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。
- (2) 応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、市内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

##### 2 連絡要員の受け入れ

- (1) 市災対本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。
- (2) 応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

##### 3 具体的な要請内容の検討

市は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況についての的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

#### 4 受援体制の構築・計画の整備

- (1) 市は、応援要請をするに当たり、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点を確保する。
- (2) 要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実に行う。
- (3) 本市が締結している災害時相互応援協定については、【資料編：23 協定書及び覚書一覧表(P107)】を参照のこと

## 第6節 国・県・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等

【主担当部】：総務部

### 第1項 活動方針

- 災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、県等に対し、職員の派遣を要請し、又は派遣のあっせんを求め、要員を確保する。
- 県が応急措置を実施するため特に必要があると認めたときに発する従事命令、協力命令を受け、当該事務を実施する。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
国・県・その他の地方公共団体への職員の派遣要請等	総務部	【発災1週間後】 災害対策要員の不足が見込まれるとき	・災害応急対策の実施状況 (各部)
従事命令等	当該事務を担当する部	【発災1週間後】 知事から命令があったとき	・当該事務及び当該事務を行うこととする期間(県)

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 国・県・その他の地方公共団体への職員の派遣要請等

市長又は、市の委員会もしくは委員は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、次により国、県、及びその他の地方公共団体の職員の派遣要請、派遣のあっせんを求める。

##### (1) 国の職員の派遣要請

指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第29条に基づき、文書で行う。

##### (2) 県及びその他の地方公共団体職員の派遣要請

県及びその他の地方公共団体職員の派遣要請は、地方自治法第252条の17の規定に基づいて行う。

##### (3) 国及びその他の地方公共団体の職員の派遣あっせんの求め

指定地方行政機関及びその他の地方公共団体の職員の派遣あっせんを知事に対して求める場合は、基本法第30条の規定に基づき、文書で行う。

##### (4) 災害時相互応援協定に基づく職員の派遣要請

各協定書の規定に基づき、職員の派遣要請を行う。

#### 2 従事命令等

基本法第71条第2項の規定に基づき、知事から、当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、市長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

なお、市長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に、県が行わなければならない。

## 第7節 災害救助法の適用

【主担当部】：健康福祉部

### 第1項 活動方針

○災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続きを行う。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
救助の実施	健康福祉部	【発災直後】 被害状況判明後	・住居、人的の被害状況 (避難所、町内会等)
災害救助法の適用	健康福祉部	【発災後6時間以内】 被害状況判明後	・住居、人的の被害状況 (避難所、町内会等)
経費の支弁及び精算	健康福祉部	【発災後6時間以内】 災害救助法適用決定後	・救助実施状況 (すべての関係部局、町内会等)

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 救助の実施

##### (1) 救助の実施

災害救助法による救助は、知事が行い(法定受託事務)、市長が補助する。ただし、必要な場合は、市長は委任により実施責任者となって救助を実施する。

なお、救助程度、方法及び期間は、内閣総理大臣が定める基準に従って、知事が定めるところにより現物で行う。

\*参考『災害救助事務取扱要領(内閣府政策統括官(防災担当))』

##### (2) 実施記録

国基本通知『災害救助法による救助に実施について(昭和40年5月11日厚生省社会局長通知)』、  
県規則『災害救助法施行細則(昭和40年三重県規則第11号)』に基づく帳票を整備、管理する。

#### 2 災害救助法の適用

##### (1) 適用基準

災害救助法による救助は、市を単位として、原則として同一原因の災害による被害が一定程度に達した場合で、現に救助を要する状態にあるときに行われる。

適用基準は次のとおりである(災害救助法施行令第1条第1項)。

a 市内の住家減失世帯数が50世帯以上のとき(第1号)。

① 県内の住家減失世帯数が1,500世帯以上で、かつ、市内の住家減失世帯数が25世帯以上のとき(第1項第2号)。

② 被害世帯数は①又は②の基準に達しないが、県の区域内の被害世帯数が7,000世帯に達した場合で、市の区域内の被害世帯数が多数であるとき(第1項第3号前段)。

- ③ 災害が隔絶した地域に発生し、被害者の救護が著しく困難であり、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号後段）。
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき（第4号）。

(2) 被害状況把握、伝達

被害状況の確認・把握は、法の適用、救助の種類並びに程度、方法及び期間の決定の根拠となるものであることから、迅速かつ適正に行い、県へ情報提供する。この際、災害の想定に応じ、あらかじめ被害見積を算出して、遅滞なく情報提供ができるよう準備しておく。

被害状況の把握にあたっては、以下の項目について行う。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害発生の原因及び被害概況
- ウ 被害状況
  - a 人的被害
    - ・死者数、行方不明者数、負傷者数（重症者数及び軽傷者数）
  - b 住家の被害
    - ・全壊、全焼及び流出世帯及び人員
    - ・半壊又は半焼世帯数及び人員
    - ・床上浸水世帯数及び人員
- エ 法による救助実施年月日（見込み含む）
- オ 既にとった措置及び今後の見込み
- カ その他必要事項

3 経費の支弁及び精算

災害救助法が適用になった場合、経費は、市において繰替支弁し、下記のとおり精算する。

- ①県の支弁： 救助に要する費用は県が支弁する。
- ②国庫負担： ①の費用が100万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される。

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
標準税収入見込額の 2/100 を超え、4/100 以下の部分	80/100
標準税収入見込額の 4/100 を超える部分	90/100

本市適用基準

災害救助法施行令第1条第1項による

人口	世帯数	第1号	第2号
17,525	7,382	50	25

※人口、世帯数は令和2年国勢調査による。

※災害救助法の適用判断においては、その時点での最新の数値を用いる。

## 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

### 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保

【主担当部】：建設部、農林水産部

#### 第1項 活動方針

- 防災拠点や病院等への緊急輸送道路の確保を優先する。
- 災害孤立地域への交通路の確保を優先する。
- 津波災害が想定される場合の沿岸部からの緊急輸送道路確保のための交通規制等を的確に行う。

#### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
道路交通情報・被害情報の収集・提供	建設部 関係各部	【発災1時間以内】 情報収集体制が整い次第	・道路や交通安全施設の損壊・被害情報等(道路管理者・警察・その他関係機関)
道路パトロールと緊急時の措置	建設部 関係各部	【発災12時間以内】 発災後速やかに	・市内の被災状況や道路情報
緊急輸送道路の確保	建設部	【発災24時間以内】 緊急輸送道路の通行が確認でき次第	・市内の被災状況や道路情報
海上航路の確保	建設部 農林水産部	【発災72時間以内】	・市内港湾・漁港の被災状況

#### 第3項 対策

##### ■市が実施する対策

##### 1 道路交通情報・被害情報の収集・提供

災害が発生し、又は発生しようとしている場合、道路の被害状況・信号機等交通安全施設の被害状況・交通事故等の道路障害状況の情報を収集する。

その際、多様な手段を用いて収集するとともに、市管理道路以外に国や県が管理する道路情報なども併せて収集する。

道路管理者・警察・その他関係機関と連携を密にして、相互の情報交換を図るとともに、建設部において道路情報の一元化を図る。

##### 2 道路パトロールと緊急時の措置

地震発生に伴い、沿岸部の道路等へ津波が押し寄せる等が想定されることから、道路パトロール等の実施にあたっては、津波警報・注意報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、パトロール員等の安全確保を優先することを前提とした上で、市が管理する道路の道路パトロールと緊急時の措置については、次により行う。

###### (1) 道路パトロール

道路パトロールについては、建設部が実施するものとする。

建設部長は、パトロール班を参集した職員数に応じて複数配備し、パトロールを実施する。

また、パトロール以外の業務を行うための体制を整える。

## (2) 緊急時の措置

### ア 応急対策

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険を防止するための簡単な障害物の除去、標識・バリケード設置等の応急措置を講ずる。

### イ 緊急連絡・通行規制

落石・土砂崩落・崖くずれ・液状化等の災害発生（発生のおそれのある場合を含む。）に遭遇したときは、直ちに建設部長にその状況を報告し、指示を受け通行規制等を実施する。

### ウ その他

前記の災害が、附近の市民に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに市民に通報するとともに通行者に対しても現況を知らせるよう努める。

## 3 緊急輸送道路の確保

被災者及び応急対策要員、あるいは災害応急対策用物資及び資材の輸送等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、必要な緊急輸送道路の確保を図る。

緊急輸送道路が、障害物等により安全に通行できない場合は、障害物を撤去するために関係機関と協力し、優先的に道路啓開を実施する。

緊急輸送道路が、被災によって通行が不可能となった場合には、優先的に応急復旧工事を行うとともに迂回路を確保する。

## 4 海上航路の確保

海上輸送を行うための航路を確保するため、海上輸送の拠点となる耐震岸壁を有する港湾（中之郷フェリー乗り場付近）・漁港を中心に湾内の状況を把握し、航路啓開を県へ要請する。

## ■その他防災関係機関が実施する対策

### <自衛隊の対策>

#### 1 応急対策の実施

緊急輸送道路の確保にあたり、県・市・中部地方整備局において対応が困難な場合、要請に基づき当該箇所の道路啓開又は応急復旧工事を行う。

### <中部地方整備局の対策>

#### 1 状況の把握

道路施設の被災状況及び交通情報を速やかに把握するため、巡視を実施する。

ヘリコプター等の活用により、迅速な被害状況等の把握に努める。

被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生・拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車・照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡システムの確保に努める。

#### 2 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報について、関係機関へ提供するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報を提供するほか、道路情報板・道路情報提供システ

ム等により周知する。

### 3 応急対策の実施

所管施設が被災した場合は、緊急輸送道路を早期に確保する。

また、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し被災施設の早期復旧に努める。

### 4 排水作業の実施

津波等によって冠水し、長期にわたって冠水が継続する可能性が高い場合、浸水エリアの災害応急対策活動を行うため排水作業を行う。

## <鳥羽海上保安部、港湾管理者の対策>

### 1 船舶交通の整理、指導（鳥羽海上保安部）

海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

### 2 船舶交通の制限等（鳥羽海上保安部）

海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。

### 3 必要な措置

海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

### 4 水路の安全確保

水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

### 5 航路標識の保全

航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

## ■地域・市民が実施する共助・自助の対策

---

### 1 自動車運転者がとるべき行動

- (1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は以下の行動を講じるとともに、原則として徒歩で避難する。
  - ア 急ハンドル・急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止する。
  - イ 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
  - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。
  - エ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアは施錠しない。
  - オ 駐車するときは、避難する人の通行や、災害応急対策活動の実施の妨げとなるような場所に

は駐車しない。

- (2) 基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域または道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は以下の行動をとらなければならない。

ア 車両を次の場所に移動させる。

- ・道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、当該道路の区間以外の場所
- ・区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難な時は、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。

ウ 警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動または駐車する。

### ■参 考

- 1 基本法施行令第32条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示



- 2 基本法施行令第32条第2項に基づく緊急通行車両の標章



## 第2節 水防活動

【主担当部】：消防部

### 第1項 活動方針

○地震後の河川、海岸、ダム、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講じる。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
必要な箇所の門扉開閉操作	消防部	【発災1時間以内】 水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・津波警報、潮位情報等(市災対本部、気象台)
監視、警戒体制の整備	消防部	【発災3時間以内】 水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・消防団(自主防災会・町内会等) ・市災対本部
応急復旧工事の実施	消防部	【発災24時間以内】 水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・消防団 ・県(建設事務所)

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 必要な箇所の門扉開閉操作

水防管理者は、津波警報等の発表を確認次第、状況をよく判断のうえ、必要に応じて水防作業員(消防団員等、以下同じ)に門扉開閉等の水防活動を指示する。また、指示によらず水防作業員自らの判断により閉鎖作業を開始する場合は事前に水防本部等に連絡を行う。

但し、津波等により操作員の安全が確保できない場合はこの限りではなく、避難をすることを優先させる。

#### 2 監視、警戒体制の整備

地震発生に伴い、海岸堤防へ津波が押し寄せるとともに、河川を遡上すること等が想定されることから、水防活動の実施にあたっては、津波警報・注意報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、水防作業員の安全確保を優先することを前提とした上で、以下の対策を実施する。

(推進計画)

(1) 巡視

水防管理者は、水防作業員の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・海岸堤防等の巡視にあたらせ、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

(2) 非常警戒

水防管理者は地震動又は津波等により水防施設の被害が予測される場合、水防作業員の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒させるとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視させ、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

(3) 水防組織

水害防止のための情報収集・伝達、予報又は警報に伴う避難情報の発令・伝達については、地域の避難行動要支援者への周知に留意するとともに、その内容や連絡体制等について明確にしておく。

(4) 災害発生直前の対策

水害の危険がある区域内で、主に避難行動要支援者が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑で迅速な避難を確保する対策を講じること。

3 応急復旧工事の実施

堤防、ため池、樋門等が決壊したときは、水防管理者、消防団長、消防長等は水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、でき得る限り被害の増大を防止するとともに、二次災害の発生を抑止するため、早期に応急復旧工事等の処置を行う。なお、応急復旧の処置が困難である場合は、市災対本部を通じ関係機関に協力を求める。

## 第3節 ライフライン施設の復旧・保全

【主担当部】：総務部、水道部、環境部

### 第1項 活動方針

- 市上下水道、電気、LPガス施設について、特に水道施設を優先して迅速な応急復旧を行う。
- 被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
被害情報の収集と応急復旧に向けた準備	総務部 水道部 環境部	【発災直後】 発災後速やかに	・市内被害情報(市災対本部)
施設の応急対策活動	水道部 環境部	【発災12時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	・市内被害情報(市災対本部)
応援協定に基づく市町水道施設応急復旧活動	水道部	【発災24時間以内】 応援要請があり次第速やかに	・市内外被害情報(市災対本部)

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 【上水道施設】(水道部)(推進計画)

#### 1 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備

##### (1) 被害状況の把握等

発災後、市上水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。

##### (2) 応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

#### 2 施設の応急対策活動

##### (1) 応急復旧計画の策定

市上水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努める。

## (2) 水道施設の復旧

水道施設の復旧作業において、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施する。

管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や配水ポンプ停止などの応急措置を実施する。

また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。

## (3) 市民への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通し、災害時協力井戸制度の情報などについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、市民の不安解消に努める。

## 3 応援協定に基づく市町水道施設応急復旧活動

### (1) 県内水道事業者による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、市は、「三重県水道災害広域応援協定（【資料編：協定-5】）」に基づき、ブロック代表者（協定で定める県内各地域の代表市）に応援を要請し、県災対本部と連絡を密にしながら、鳥羽市水道施設の応急復旧にかかる応援活動を実施する。（【風水害等対策編】P202）

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急復旧にかかる応援活動は、以下のとおり行う。

- ア ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況等の情報を収集・集約する。
- イ ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。
- ウ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。
- エ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに県に応援を要請する。
- オ ブロック代表者は、県を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

### (2) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

また、日本水道協会三重県支部は、必要に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣し、県災対本部において活動する。

## 【下水道】（推進計画）

### 1 被害情報の収集

発災後、市が管理する下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認を行う。

## 2 施設の応急対策活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、公共下水道管理者は市民に対し、使用制限の措置を講じる。

また、下水道施設の被害状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、市民の不安解消に努める。

加えて、仮設トイレの設置準備を行い、迅速に避難所等に配備できるよう努める。

## 3 市町下水道施設応急復旧活動

### (1) 下水道事業における災害時相互応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、「三重県の下水道事業における災害時相互応援に関するルール」に基づき、県及び市町相互による応急措置等の応援を要請する。

## ■その他防災関係機関が実施する対策

---

### <電気事業者の実施する対策> (推進計画)

#### 1 災害対策活動の実施

##### (1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

ア 関係部署等への情報伝達体制の確保

イ 施設・設備等の被害状況の把握

ウ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保

エ 県災対本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告

##### (2) 情報収集

地震発生後、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。

##### (3) 利用者等に対する広報

電気事業者は、災害によって停電が発生した場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

#### 2 復旧方針

(1) 大規模災害時等においては、ヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力供給設備の巡視を行う。

(2) 発電設備は、供給力確保を重点に重要度、被害状況を勘案して復旧方針を立てる。

(3) 送配電設備は、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない限り仮復旧及び他ルートからの送電、又は発電機車等の活用で順次送電区域を拡大し、早期復旧を図る。

#### 3 広域応援体制の整備

施設・設備が被災し、電力供給能力が不足する場合は、隣接する電気事業者等への応援を要請し、電力供給を行う。

＜L Pガス販売事業者の実施する対策＞（推進計画）

1 緊急対策

- (1) 協会員及び県災対本部、関係機関等との連絡体制を確保する。
- (2) ガス貯蔵施設等の被害状況、安全確認を行う。
- (3) L Pガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた協会員は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏えい部分の修理を行う。
- (4) その他、L Pガス消費設備の安全総点検を行う。
- (5) 安全確認後、早期ガス供給を開始する。

2 中期対策

- (1) 危険箇所からの容器の引上げを行う。
- (2) 緊急性の高い病院等へのL Pガスの供給を行う。
- (3) 避難所への生活の用に供するL Pガスの供給を行う。
- (4) 一般家庭へ安全総点検後、早期L Pガスの供給を行う。

3 「災害時におけるL Pガスの供給に関する協定書」に基づくL Pガスの供給

「災害時におけるL Pガスの供給に関する協定書」に基づき、県からL Pガスの供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

＜石油商業組合の実施する対策＞（推進計画）

1 緊急対策

- (1) 石油類燃料施設の被害状況等を確認し、応急修理等施設の安全確保のために必要な措置を講じる。
- (2) 組合員及び県災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。
- (3) 各給油所における石油類燃料の貯蔵状況や流通状況等を確認し、石油類燃料の供給見込みを把握する。

2 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく供給

「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき県から石油類燃料の供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

＜固定通信事業者の実施する対策＞（推進計画）

1 応急措置

(1) 各施設等に対する応急措置

ア 交換所

津波、高潮に備え、対象交換所は防潮板により防護を行う。

イ トラフィック疎通状況、交換機等通信設備の監視強化

(ア) 対象地域に対するトラフィック疎通状況の把握と、必要によりトラフィック規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認する。

### 第3部 発災後対策

#### 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

(イ) 対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、停電状況の把握等、その影響度合を確認する。

#### イ 屋外設備

屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定される。このため重要ケーブル等については、その影響度合を確認する。

## 2 応急対策

災害によって故障となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次・第二次応急復旧の段階に分けて実施する。

### (1) 緊急復旧（初動体制）

震災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の市内外通話を確保するまでの対策とする。

#### ア 対策

(ア) 災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成

(イ) テレビ・放送回線の救済

(ウ) 長期避難所への特設公衆電話設置

#### イ 復旧方法

(ア) 移動無線機等の活用

(イ) 屋外線及び仮設ケーブル等による復旧

(ウ) 中継送路のマイクロ方式による救済

(エ) 自家発電及び移動電源車の活用

### (2) 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

#### ア 対策

(ア) 重要加入者及び重要専用線の救済

(イ) 公衆電話の復旧

(ウ) 孤立地域（村落）の通信途絶、解消

#### イ 復旧方法

(ア) 屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧

(イ) 非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

### (3) 第二次応急復旧

被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

## ＜移動通信事業者の実施する対策＞（推進計画）

### 1 災害対策活動の実施

#### (1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ア 関係部署等への情報伝達体制の確保
- イ 施設・設備等の被害状況や通信状況の把握
- ウ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

#### (2) 被災地通信設備の監視及び通信網の遠隔措置

- ア 設備の常時監視により被災状況の情報収集の実施
- イ 通信の疎通確保のため、遠隔切替制御等の実施

#### (3) 利用者等に対する広報

通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の市民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ア 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- イ 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- ウ 特設無料公衆電話設置場所の周知
- エ 市民に対して協力を要請する事項
- オ 災害用伝言サービス提供に関する事項
- カ その他必要な事項

#### (4) 移動通信基地局車両による応急通信の確保

災害時に優先的に通信を確保する必要がある重要施設については、移動通信基地局車両を配置することにより、応急的な通信を確保する。

### 2 復旧計画

#### (1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

## (2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、医療機関、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

## (3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

## 3 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

## 第4節 公共土木施設の復旧・保全

【主担当部】：建設部、農林水産部

### 第1項 活動方針

- 南海トラフ地震発生後は、市内で甚大な被害が想定されるため、防災活動の拠点となる施設や病院等への緊急輸送・搬送ネットワークを確保するとともに、市民の生命・身体の保護を図るため、公共土木施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する。
- 災害時に孤立の可能性のある地域への交通路の確保を優先する。
- 被災者の生活基盤を確保する公共施設の迅速な応急復旧を行う。
- 農林水産施設に対する被害を軽減し、拡大を防止する。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
施設の被害情報の収集	建設部 農林水産部	【発災1時間以内】 情報収集体制が整い次第	・被害状況(道路管理者・防災関係機関(出先機関含む)・町内会・鳥羽磯部漁業協同組合・伊勢農業協同組合等)
人員及び資機材の確保等	建設部 農林水産部	【発災6時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	・人員及び資機材確保状況
施設の復旧活動	建設部 農林水産部	【発災24時間以内】 人員及び資機材等が確保でき次第	・被害状況
危険箇所の周知	建設部 農林水産部	【発災24時間以内】 危険箇所を確認次第	・被害状況

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 道路・橋梁にかかる応急復旧活動

##### (1) 施設の被害情報の収集

災害が発生し、又は発生しようとしている場合、道路・橋梁の被害状況・信号機等交通安全施設の被害状況・交通事故等の道路障害状況の情報を収集する。

情報収集に当たっては、市管理道路の情報以外に国や県が管理する道路情報など、多様な手段を用いて情報収集を行う。

道路管理者・警察・その他関係機関と連携を密にして、相互の情報交換を図るとともに、建設部において道路情報の一元化を図る。

緊急輸送道路を最優先とし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や市民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

**(2) 人員及び資機材の確保等**

施設管理者は、市管理施設の被害情報等を踏まえ、職員及び建設業者との応援協定等に基づき必要な人員・資機材等の確保に努める。

**(3) 施設の復旧活動**

道路施設の復旧にあたっては、緊急輸送道路の確保を最優先して実施する。

緊急輸送道路の確保に引き続き、孤立地域の発生状況や市民生活に欠くことのできない重要な生活道路等優先順位を考慮した上で、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し施設の復旧を図る。

**(4) 危険箇所の周知**

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を施した上でホームページ等を通じて危険箇所を市民等、施設利用者に周知する。

**2 河川・海岸施設にかかる応急復旧活動**

**(1) 施設の被害情報の収集**

水門等の管理者は、津波警報・注意報の発表を確認次第、門扉の閉鎖を行う。

ただし、津波等により操作員の安全が確保できない場合はこの限りではなく、避難をすることを優先する。

作業員等の安全が確認された後、現在工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、特に異常を発見した場合は直ちに当該河川・海岸等の施設管理者に連絡をする。

**(2) 人員及び資機材の確保等**

施設管理者は、市管理施設の被害情報等を踏まえ、職員及び建設業者との応援協定等に基づき必要な人員・資機材等の確保に努める。

**(3) 施設の復旧活動**

河川・海岸施設の復旧にあたっては、津波からの作業員等の安全確保等に十分配慮した上で障害物の除去や応急復旧の実施等、必要な応急措置を講じる。

**(4) 危険箇所の周知**

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、ホームページ等を通じて危険箇所を市民等、施設利用者に周知する。

**3 漁港施設にかかる応急復旧活動**

**(1) 施設の被害情報の収集**

地震による津波の発生が予想されることから、津波警報・注意報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し施設の被害情報を確認する作業員等の安全確保を最優先することを前提とした上で、可能な限り速やかな被害情報の収集を図る。

(2) 人員及び資機材の確保等

施設管理者は、管理施設の被害情報等を踏まえ職員及び建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員・資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

漁港施設の復旧にあたっては、津波からの作業員等の安全確保等に十分配慮した上で、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

(4) 危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、ホームページ等を通じて危険箇所を市民等施設利用者に周知する。

4 農林業用施設にかかる応急復旧活動

(1) 施設の被害情報の収集

農林業用施設についての、的確な被害情報の収集を図る。

(2) 人員及び資機材の確保等

応急復旧活動をするために、必要な人員・資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに応急復旧工事に着手する。

特にため池施設については決壊による二次災害を防止するため地震発生後、速やかに点検を行い下流の避難対策や応急措置等、適切な対策を行う。

また、独自での応急復旧が困難な場合は県災対本部に応援要請を行う。

5 漁業用施設にかかる応急復旧活動

(1) 施設の被害情報の収集

漁業用施設についての、的確な被害情報の収集を図る。

(2) 人員及び資機材の確保等

応急復旧に必要な、人員・資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

漁業用施設の早期の機能回復を図るため、応急復旧の実施等必要な措置を講じる。

## 第5節 ヘリコプターの活用

【主担当部】：総務部、消防部

### 第1項 活動方針

- 南海トラフ地震等大規模地震発生後は、市内で甚大な被害が想定され、陸上及び海上での災害応急対策活動に支障が生じることから、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集、救出救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等を行う。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
県防災ヘリコプターの応援要請	総務部	【発災1時間以内】 ヘリコプターによる活動でなければならぬ被害状況等が判明次第	・各町内会、自治会の被災状況(消防部)
自衛隊、海上保安庁等のヘリコプターの応援要請			
受入体制の構築	消防部	【発災6時間以内】 ヘリコプターによる活動を実施することが決まり次第	・ヘリポートの被災状況(町内会、自治会、消防部、各施設管理者)

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 県防災ヘリコプター等の応援要請

##### (1) 県防災ヘリコプター

市は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、「三重県防災ヘリコプターに関する支援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの応援要請を行う。

細部は「風水害等対策編 第4部 発災後の応急対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 第4節 ヘリコプターの活用 第3項 対策 1 県防災ヘリコプターの応援要請 (P162)」による。

※緊急時応援要請連絡先

三重県防災航空隊 Tel 059-235-2555

Tel 059-235-2558 (夜間・緊急)

Fax 059-235-2557

【資料編：15 市内ヘリコプター離着陸場一覧表(P85)】

##### (2) 三重県ドクターヘリ

市消防本部は、119番受信時又は救急現場で医師による早期治療を要すると判断した場合にドクターヘリの出動を要請できる。(午前8時30分～午後5時又は日没までのいずれか早い方)

## 2 自衛隊、海上保安庁等へのヘリコプターの応援要請

「第3部 第1章 第3節 防災関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察）との連携体制確保（P3-31～3-39）」に基づき、自衛隊、海上保安庁等に対し航空輸送の支援要請を行う。

## 3 受入体制の準備

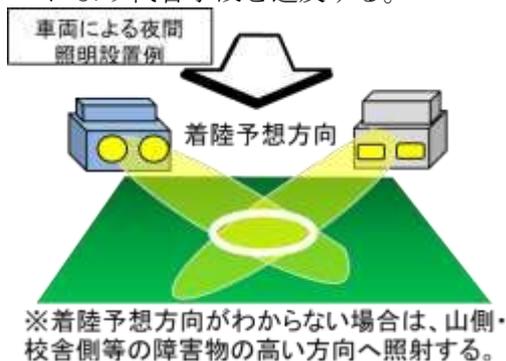
市はヘリコプターの運航が安全かつ確実にできるよう、飛行場外離着陸場の確保等、受け入れ体制を平素より整えておく。

なお、派遣要請を行う場合は、前記の要請手続きによるほか、使用ヘリポート名、着陸地点の気象状況（風向・風速、天候等）を務めて収集し、電話・防災行政無線等の方法で、県（防災対策部 消防・保安課 防災航空班）に対し連絡を行う。

### 【参考資料】「三重県防災ヘリコプター『みえ』運行の手引き」、陸上自衛隊資料等抜粋

#### 1 ヘリコプターの受入れ準備（ヘリコプター管理者等の実施事項）

- (1) ヘリポートにはヘリコプターに安全進入方向を予知させるため、努めて吹流し（図1：3-75頁）の設置又は発炎筒をたく等により着陸前に風向きを示す処置をする。
- (2) 可能であれば、あらかじめ着陸場の中央等に石灰粉で直径10mのヘリポートの記号（図3：3-75頁）を描き、上空からの着陸に備えるとともに、ヘリコプターのダウンウオッシュ（吹きおろしの風）により土砂が巻き上がる恐れのある場所においては散水し、着陸予定時刻の10分前までには散水を完了する
- (3) 着陸場内に、テント・ブルーシート類、紙・布・板状の廃棄物や、電線等の線状障害物等がある場合、ヘリコプターは着陸を中止することがあるため、事前に確認し撤去・排除しなければならない。
- (4) 夜間（自衛隊に限る）は、照明設備のある施設については努めて夜間照明を点灯し、照明設備の無い着陸場においてはカンテラ等により着陸場所15m平方（大型ヘリの場合は45m以上）の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行う。なお、カンテラ等の照明が準備できない場合は車両等により代替手段を迫及する。



- (5) 着陸場と市役所及びその他主要箇所と通信連絡を確保しておくこと。

## 2 ヘリポートの取扱いについて

ヘリポートに指定された施設の管理者は市と連絡を保ち、現況を常に把握し、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに市にその概要（略図添付）を報告する。

報告を受けた市は、それらを示された様式に基づき、速やかに県（防災対策部）に報告する。

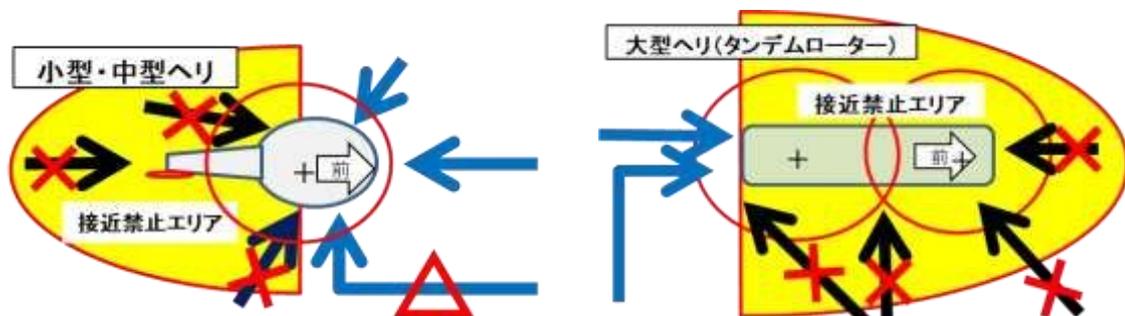
- (1) 面積を変更した場合
- (2) 地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合
- (3) 地面の上空に電信、電話及び電力等の架設やアンテナ等の線状障害物が施設された場合
- (4) 既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合
- (5) グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合

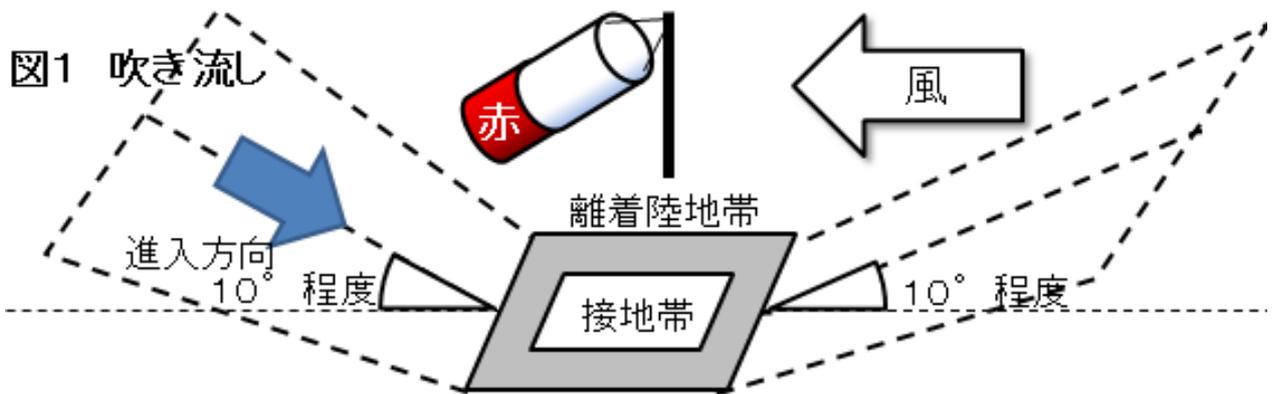
### 3 ヘリポートの設定に関する着意事項

- (1) ヘリコプターの機能を事前に確認すること。(ヘリコプターは風に向かって通常12度以上の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。)



- (2) 地面は堅固で傾斜9度以内であること。
- (3) 四方に仰角9度(小型ヘリは12度)の以上の障害物がなく、離着に要する地積は(図2:P3-75)による。
- (4) 風の方向が分かるよう、可能であればヘリポートの近くに吹流し又は旗を立てる。(図1:P3-75)
- (5) 着陸地点には石灰等を用いてヘリポートの記号を標示して着陸中心を示すこと。(図3:P3-75)
- (6) 物資を大量輸送する場合は、事前に個々の重量と総重量を計算して機長(調整担当者)に報告しなければならない。それができない場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備する。
- (7) 大型車両等が進入できることが望ましい。(必要に応じ)
- (8) 林野火災対策に使用する場合は、面積(100m×100m以上)、水利(100t以上)及び飛行経路(道路上を飛行・通過する場合、通行規制が必要となるため)を考慮すること
- (9) ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずること
- (10) ヘリコプターの誘導は(経験者を除き)実施しない。
- (11) ヘリコプターへの接近・搭乗・卸下については、現地誘導員の指示に従わなければならない。現地誘導員がない場合は、着陸後に搭乗者の指示があるまでヘリコプターには決して近づかない。



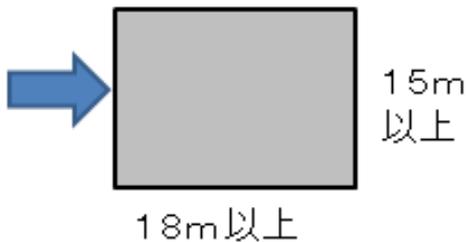


※接地帯の地盤は堅固・兵站であること  
離着陸地帯には障害物等が無いこと

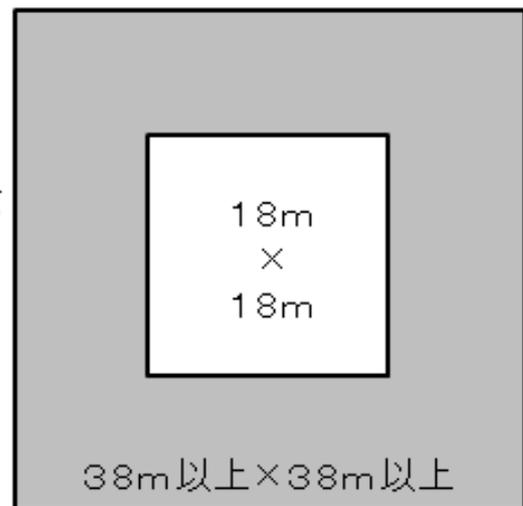
図2 接地帯・離着陸地帯の基準

1 県防災ヘリコプター

(1) 一般



(2) 防災対応



2 その他

(1) 中型機(UH)

ア 通常:36m×36m

イ 応急時:30m×30m

(2) 大型機(CH)

ア 通常:100m×100m

イ 応急時:70m×70m

図3 ヘリポート



ヘリコプターの大きさにかかわらず、

- ・上空から視認可能な大きさ(直径10m程度)
- ・360° 全ての障害物からも最も離れている場所に表記

## 第3章 救助・救急及び医療・救護活動

### 第1節 救助・救急及び消防活動

【主担当部】：消防部

#### 第1項 活動方針

- 発災後、72 時間の救助・救急活動に人的・物的資源を優先的に配分し、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関と連携した体制を構築する。
- 消防機関は、同時多発火災や延焼拡大から市民の生命・身体を保護する。
- 発災後は、要救助者が多数発生し、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関のみでは対応が困難な状況となることが想定されるため、消防団や自主防災組織を始めとする市民、事業者が、可能な限り、居住者、従業員等の救助・救急、消火活動にあたる。
- 活動にあたっては、防災ヘリコプター、ドクターヘリ等を有効に活用する。

#### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
救助・救急活動の実施及び調整	消防部	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況 (市、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(市)
消防活動の実施及び応援・受援	消防部	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況 (市、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(市)
活動拠点等の確保	消防部	【発災12時間以内】 市外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況 (市、自衛隊、海上保安庁、警察、消防)
資機材の調達等	消防部	【発災12時間以内】 市外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況 (市、自衛隊、海上保安庁、警察、消防)
惨事ストレス対策	消防部	【発災72時間以内】	・救助・救急活動を実施した職員の業務従事内容、健康状態

## 第3項 対策

### ■市が実施する対策

#### 1 救助・救急活動の実施及び調整

市災対本部は、消防機関及び消防団等市の保有する全ての機能を十分に発揮し、救助・救急活動を実施する。

市単独では十分な救助・救出活動が困難な場合は、県や他の市へ応援要請を行い、緊密な連携を図るとともに、管内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

(推進計画)

#### 2 消防活動の実施及び応援・受援

##### (1) 消火活動の実施

本部長は、地震直後に発生することが想定される同時多発火災による被害を軽減するための消防活動の主体として、管内で火災等の災害が発生した場合に、市民に対し、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、市民避難時の安全確保及び延焼防止活動を行う。

また、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握し、重点的な部隊の配置を行うなど迅速に対応する。

##### (2) 消防組織法等に基づく応援要請

本部長は、災害の規模が大きく、他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

この場合において、県災対本部と連絡がとれない場合は、直接消防庁長官に対して、要請する。

<別紙1-2 応援等要請(知事あて)のための連絡事項> (様式はP3-79 参照)

- ・災害の状況及び必要な応援部隊
- ・出動を希望する区域及び活動内容
- ・その他緊急援助隊の活動のために必要な事項

##### (3) 受援体制の確立

本部長は、県内の消防相互応援隊又は、緊急消防援助隊への応援出動を要請した場合は、消防本部が定める「大規模災害時における消防隊受援計画」に基づき、応援部隊との円滑かつ迅速な消防活動が実施できるよう、受入体制の構築に努める。

##### (4) 協定に基づく応援出動

他の市町からの要請又は県からの指示があった場合は、県内消防相互応援隊を結成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

(推進計画)

※【資料編】「消防防災業務相互応援協定(協定-1)」、「三重県内消防相互応援協定(協定-6)」

### 3 活動拠点等の確保

自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。(推進計画)

### 4 資機材の調達等

必要に応じ、民間からの協力等により資機材を確保し、効率的な活動支援を行う。

### 5 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

### 6 応援等の引き揚げ要請

本部長は、緊急消防援助隊指揮本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、市の区域内における緊急消防援助隊の活動終了の協議を行った上、知事に対して直ちに電話により、その旨を連絡する。

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

---

### <自衛隊の対策>

自衛隊は県又は市の災害派遣要請に基づき、救助活動を実施する。

また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

### <海上保安庁の対策>

海上保安庁は、海難等の救助活動を行う。

また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

## ■地域・市民が実施する共助・自助の対策

---

### 1 初期救助活動

被災地の市民及び自主防災組織は、自発的に救出・救助活動を行うとともに、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関に協力するよう努める。

緊急消防援助隊応援要請様式 (P3-77) 「第3項 3(2)消防組織法等に基づく応援要請」 関連別記様式 1-2

## 応援等要請のための連絡事項

(消防庁長官又は三重県知事) 殿

第	報		
年	月	日	自 分

鳥羽市長

緊急消防援助隊の要請等に対する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	年 月 日 時 分頃			
災害発生場所	三重県			
応援等要請日時	年 月 日 時 分頃			
出動を希望する区域・活動内容等				
災害の状況	原子力施設等		被害	
	石油コンビナート等		被害	

・必要な応援等都道府県大隊 ※必要な隊に○を付ける。必要隊数がわかる場合は、隊数を記入

出動可能な全隊										
指揮隊		広報支援小隊			特殊 装 備 小 隊	遠距離大量総帥小隊				
消火小隊		通信支援小隊				消防活動二輪小隊				
救助小隊		特 殊 災 害 小 隊	毒劇物等対応小隊			震災対応特殊車両小隊				
緊急小隊			大規模危険物火災対応小隊			水難救助小隊				
水上小隊			密閉空間火災等対応小隊			その他( )				
その他参考となるべき事項(必要資器材等)										

・必要な応援部隊 ※必要な隊(部隊)に○を付ける。必要(部)隊数がわかる場合は、隊数を記入

指揮支援部隊	総括指揮支援隊		エネルギー産業基盤災害即応部隊	
	指揮支援隊		NBC災害即応部隊	
	航空指揮支援隊		土砂・風水害機動支援部隊	
航空部隊	航空小隊			
	航空後方支援小隊			
その他参考となるべき事項(必要資器材等)				

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話	0599-25-1118	NTT回線FAX	0599-25-1138
地域衛星電話	080-2601-7856	地域衛星FAX	

## 第2節 医療・救護活動

【主担当部】：健康福祉部

### 第1項 活動方針

- 南海トラフ地震が発生した場合に、急性期から中長期にわたる円滑な医療・救護活動を展開する。
- 発災後は、災害拠点病院、災害医療支援病院等をはじめとして人的被害を最小限におさえることができる体制を速やかに整える。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
医療情報の収集・伝達	健康福祉部	【発災後直後】 発災後速やかに	・医療機関、医師会、歯科医師会、保健所等、町内会等
医薬品等の確保	健康福祉部	【発災後直後】 発災後速やかに	・被害状況及び供給体制 (医薬品等備蓄所)
医療・救護活動	健康福祉部	【発災後3時間以内】 DMATや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	・医療機関、医師会、歯科医師会、保健所等、町内会等

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 医療情報の収集・伝達

医療施設の診療状況、負傷者等の収容状況等の情報を、迅速に把握、伝達に努める。

#### 2 医薬品等の確保

- (1) 医療及び助産救助実施のため必要な医薬品・衛生材料等は、志摩医師会、鳥羽志摩歯科医師会及び鳥羽志摩薬剤師会等と連携して確保する。また、医療救護に必要な医薬品等が確保できない場合、三重県に対して医薬品等の提供の要請を行う。
- (2) 市外からの救急医療物資は、市内の備蓄拠点に集積し、救護所等に搬送する。

#### 3 医療・救護活動

##### (1) 医療救護班の編成

被災地の現場において、医療の必要があるときは、実施責任者は、志摩医師会、鳥羽志摩歯科医師会の協力を得て、編成された医療救護班を派遣し行う。

#### ア 医療救護班の編成基準

医師（班長）、看護師その他補助要員

※班長は、災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、また、消防救急隊員及び保健師等の支援を求めることができる。

#### イ 医療救護班等の派遣及び配置調整

(ア) 医療救護班の配置調整については、志摩医師会、鳥羽志摩歯科医師会の助言を得て行うことができる。

(イ) 災害発生直後においては、市長からの派遣要請を待たなくても、編成協力医師等の判断で自主的に医療救護班を編成し、派遣できる体制を整備する。

#### ウ 医療救護班等の連絡体制

医療救護班等の連絡体制については、緊急連絡網を整備し、相互に共有するものとする。

#### エ 災害派遣医療チーム（DMAT）の出動要請

市では医療救護活動が困難な場合は、県に対して県が組織する救護班の派遣、災害派遣医療チーム（DMAT）の出動を要請する。

### (2) 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件によって一定ではないが、原則として次の方法によるものとする。

#### ア 医療救護班等の派遣による実施（救護所）

(ア) 設置時期

災害発生直後数日間

(イ) 設置者

鳥羽市

(ウ) 設置場所

災害の様態に応じて、避難所の中から市災対本部長と志摩医師会、鳥羽志摩歯科医師会が協議し、適切な場所に設置する。

(エ) 業務

救護所は原則として医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）を行うものとし、必要に応じ中等症患者、重症患者に対する応急処置と軽傷患者で医師の治療を必要とする者の処置を行うものとする。

- ・重症患者・中等症患者・軽症患者の振り分け（トリアージ）
- ・医師の治療を必要とする軽症患者の処置
- ・必要に応じた重症患者・中等症患者の応急処置
- ・救護病院等への収容指示（患者搬送手配）
- ・死体の確認・一時保管・遺体安置所への搬送手配
- ・医療救護活動の記録

#### イ 被災地の医療機関による実施

実施責任者は、救護所の設置もしくは医療救護班等が到着するまでの間に医療を実施することが適当でないときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

#### ウ 被災地周辺の救急病院等の医療機関による実施

実施責任者は被災地での医療を支援するため、必要に応じ周辺の救急医療等の医療機関の協力を得て実施する。

#### エ 災害拠点病院による実施

実施責任者は、被災地が広範囲にわたる場合もしくは地域の医療機関を支援する必要がある場合には、災害拠点病院を活用して実施する。

#### オ 患者搬送及び収容の実施

実施責任者は、医療救護班等または被災地の医療機関で対応できない重篤患者等を、医療が可能な被災地周辺の救急病院等の医療機関に搬送し、医療を実施するものとする。

また、被災地及び被災地周辺の救急病院等の医療機関で対応できない重篤救急患者については、災害拠点病院へ搬送し、医療を実施するものとする。

上記によってもなお、受け入れが困難な透析患者等について、他都道府県に対し、患者の一時避難先及び透析施設の確保を要請し、受け入れ可能な地域への移送を行う。

#### カ 応援等

実施責任者は、医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、三重県に対して医療救護班等の派遣要請を行う。

### ■その他防災関係機関が実施する対策

---

#### 1 医療、救護活動

##### (1) 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、おおむね次の方法によるものとする。

##### ア 医療機関による方法

(ア) 医療機関は、施設及び設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行う。

(イ) 患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めることとする。

#### 2 負傷者の搬送

消防機関は、要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急自動車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送するものとする。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、第2部 第4章 第1節「輸送体制の整備」(P2-39)により応急的に措置するものとする。

また、緊急があり、防災ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対し防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

■地域・市民が実施する共助・自助の対策

---

1 食事と薬の管理

慢性疾患のある患者（及び家族・支援者等）は、数日間は受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ「食事と水分」、「薬」を適切に管理し、摂取する。

## 第4章 避難及び被災者支援等の活動

### 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営

【主担当部】：総務部、税務部、消防部、健康福祉部

#### 第1項 活動方針

- 津波警報等に基づく避難の指示等が市長から出された場合は、あらゆる手段を尽くして市民への広報に取り組む。
- 県及び災害時相互応援協定市町の協力を得て広域的な避難対策に取り組む。
- 要配慮者を始めとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、地区指定員及び税務部が連携して避難所の開設・運営を支援する。

#### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
避難の指示等及び市民等への伝達	総務部	【発災直後】 津波警報等発表後速やかに	・津波警報等 (気象庁<津地方気象台>)
避難場所への避難誘導	消防部	【発災直後】 津波警報等発表後速やかに	・津波警報等 (気象庁<津地方気象台>)
避難所への避難誘導	各部	【津波警報等解除後】 津波警報等解除後速やかに	・津波警報等の解除 (気象庁<津地方気象台>)
避難所の開設及び運営支援	総務部 税務部	【津波警報等解除後】 津波警報等解除後速やかに	・避難所の開設、支援要請情報等 (避難所運営委員会、地区指定員等)

#### 第3項 対策

##### ■市が実施する対策

##### 1 避難の指示等及び市民等への伝達

##### (1) 避難の指示等

##### ア 警報の発表区分

気象庁(津地方気象台)が「津波予報区(P3-47)」の「三重県南部」に対し以下の津波警報等を発表した場合は、対象地域の市民に対して、直ちに避難を指示する。

津波警報・注意報の種類（抜粋）

警報の種類	発表基準	数値での発表	想定される被害
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高い所で3mを超える場合	10m超 10m 5m	・木造家屋の全壊・流出 ・人は流れに巻き込まれる。
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高い所で1mを超え、3m以下の場合	3m	・標高の低いところでは浸水 ・人は流れに巻き込まれる。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高い所で0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m	・養殖いかだ流出 ・小型船舶は転覆 ・海の中の人巻き込まれる。

※M8を超える巨大地震の場合の例（巨大地震以外の場合は約3分後に5段階数値で発表される。）

上記のほか、地震による土砂災害等地盤災害が発生する可能性が生じた場合、家屋倒壊等により火災が発生して拡大延焼が見込まれる場合など、広域的な人命の危険が予測される事態が生じた際には、市長は速やかに当該地域の市民に対して避難を指示する。

イ 避難指示の対象地域：鳥羽市全域

警報の種類	市内における対象地域
大津波警報	「想定上最大クラス」の津波により浸水が想定される地域
津波警報	
津波注意報	漁業従事者、沿岸周辺の市民・海水浴客等の旅行者等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象

【遠地地震の場合】

我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達するまで相当の時間がある場合は、気象庁が津波警報等を発表する前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるので、避難指示、高齢者等避難の発令を検討する。

ウ 避難指示等にかかる市長不在時の対応

市長不在時においては、代理規定に基づき、避難指示等の発出にかかる判断に遅れが生じることがないように適切に対応する。

エ 避難指示の内容

避難指示は、次の項目から必要な情報を明示して行うこととする。

- (ア) 要避難対象地域
- (イ) 避難場所
- (ウ) 避難理由
- (エ) 避難経路
- (オ) 避難時の注意事項等

オ 避難指示等の解除

市長は、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

(2) 避難の指示等の市民等への伝達

ア 関係機関の連携体制の構築

避難指示等を発表したとき、又はその通知を受けたときは、関係する各機関に通知、連絡し、市民等への避難指示等の徹底を図るための協力態勢を速やかに構築する。

## イ 市民等に対する周知

### (ア) 市民への伝達方法等

避難指示等を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

- a 防災行政無線、とばメール、エリアメール、サイレン、広報車等による周知する。
- b 避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、県防災ヘリコプターを要請する。
- c 避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、放送関係機関への放送を要請する。
- d 障がい者や外国人、観光客など、避難に際して特に配慮を要する避難行動要支援者への避難情報の提供を行う。

### (イ) 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次による。

余いん防止付 サイレン信号	(30秒サイレン音)	(30秒サイレン音)
		
	(5秒休止)	(5秒休止)

信号にあたっては、適当な時間継続する。

### (ウ) 津波到達時間を考慮した情報伝達

津波警報等に基づく避難指示等の伝達等にあたっては、防災対応にあたる者の安全が確保されるよう、予想される津波到達時間を考慮して行動する。

## 2 避難場所への避難誘導

津波による浸水が想定される地域における避難場所への避難誘導においては、各地域の津波避難計画に基づき、速やかに避難誘導する。

避難場所への避難は徒歩を原則として誘導する。但し、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについて、津波避難計画等で地域の合意形成がなされている場合については、自家用車等での避難を誘導する。

## 3 避難の実施

### (1) 避難の順序

避難場所から避難所への誘導にあたっては、要配慮者を優先して行う。

なお、要配慮者の情報把握については避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等を使用して行うものとし、作成していない場合は、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域・市民と連携して避難誘導を行う。

避難の順序は原則として次のとおりとする。

- ア 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者及びこれらに必要な介助者
- イ 一般市民
- ウ 防災関係者

### (2) 移送の方法

- ア 避難者が自力で移動できない場合は、車両、船舶等によって行う。
- イ 必要に応じて誘導ロープを使用して安全を図る。

### (3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、市において措置できないときは、市は県災対本部に避難者移送の要請をする。

また、事態が急迫しているときは、市は、直接隣接市町、警察署等に連絡して移送を実施する。

#### (4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難者に避難にあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な避難がなされるよう指導する。

### 4 避難所の開設及び運営支援

#### (1) 避難所の開設

ア あらかじめ指定されている避難所については、避難所運営マニュアルに沿って避難所を開設する。また、必要に応じて市指定避難所以外の施設についても災害に応じた危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、要配慮者に配慮し福祉避難所を開設するとともに、その受入状況に応じ、三重県災害対策本部に「災害時における要配慮者等への宿泊施設の提供に関する協定」に基づく提供要請を行うなど、多様な避難所の確保に努める。

イ 避難所を設置したときは、その旨を周知し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

ウ 避難所の開設及び避難の促進に際して、余震による建築物の倒壊等から生ずる二次災害を軽減・防止するために、「地震等災害の応急対策活動の協力に関する協定【資料編：協定-69】」に基づき、三重県建築士会志摩支部の支援を受けるとともに、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

エ 感染症等の流行期においては、「避難所担当職員・施設管理者のための新型コロナウイルス感染症予防対策マニュアル（鳥羽市）」等を参考に、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人当たりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める等、当該感染症の感染予防に資する対策を講じて避難所を開設・運営する。

#### (2) 避難所に収容する対象者

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者を、一時的に避難所に収容する。

#### (3) 避難所の設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員（避難所別）

ウ 開設期間の見込

#### (4) 避難所の運営及び管理

避難所の運営及び管理にあたって避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

ア 避難所の運営について、災害時地区指定員は、積極的に避難所運営に参加・支援を実施しつつ、避難所運営委員会と調整し、努めて速やかに市の業務継続に資する。

イ 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。

ウ 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズなど多様な視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

- エ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。
- オ 被災地、特に避難所においては、避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。
- カ 高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士等専門職を派遣する。
- キ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。
- ク 帰宅困難者については、交通機関が停滞しているときは、一斉帰宅を抑制するとともに、状況に応じて、交通情報等の提供により早期の帰宅を促進する。
- ケ ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。
- コ 事情により避難所に滞在できない車中泊や自宅等避難者といった避難所外避難者についてもニーズを把握して物資・食料等の調達を実施する。

避難所外避難者は、最寄りの避難所に出向き、自ら物資を受け取ることを基本とし、積極的に情報の収集と提供を実施する。

- サ 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。
- シ 外国人住民向けに避難所において多言語表記または「やさしい日本語」の活用に努める。
- ス 避難所における犯罪予防策として、以下の事項に注意する。その際、必要に応じ警察に相談し定期的に巡回を依頼する等の処置を図る。

(ア) 避難所内の防犯体制の強化

- ・避難所内の巡回強化
- ・照明設備の設置
- ・不審者の出入りを監視できる体制を整える。

(イ) 女性や子供への配慮

- ・男女別のスペース確保

(ウ) 避難者自身の防犯意識の向上

- ・貴重品は必ず身に着ける
- ・リフォーム詐欺等防止のため信頼のある業者以外とは商談しない。
- ・ボランティアと称し避難所に入り窃盗を働いたり、後から代金を請求する偽ボランティア等に注意を促す
- ・避難所内の決まりを守りストレスの蓄積を防止する。

(5) 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、県災対本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

### 1 避難の指示等

#### (1) 市長が指示できない場合の海上保安官の措置（海上保安庁）

「■市が実施する対策 1 避難の指示等及び市民等への伝達 (1) 避難の指示等(P3-84)」に掲げる避難指示等を市長が行うことができないとき又は市長から要求があったときは、海上保安庁は、自ら避難を指示することができる。この場合は、海上保安庁は、速やかにその旨を市長に報告する。  
(基本法第61条)

#### (2) 自衛官の指示（自衛隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者を避難させることができる。(自衛隊法第94条)

### 2 避難指示等の市民への広報（放送機関）

市長からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域の市民に避難指示等を徹底すべく、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

### 3 避難誘導（公共交通機関）

#### (1) 東海旅客鉄道（株）

駅において、駅長は被害の状況により旅客への広報を積極的に行い、避難についての駅員の指示に従うよう協力を求める。

列車内において、乗務員は被害状況等について積極的に案内を行い協力を求める。また、被災の状況、救出援護の手配、避難場所その他必要事項について列車指令（最寄りの駅）に連絡の方法を講じる。

#### (2) 近畿日本鉄道（株）

乗務員及び係員は、状況を的確に判断し旅客の避難誘導を行い二次災害の防止に努める。

#### (3) 三重交通（株）（鳥羽市営路線バス）

乗務員は震災状況等、情報収集の範囲において、乗客への広報を積極的に行い、安全確保のための協力を求める。

運行を中断したときは、速やかに車内に現存する乗客の人員を把握し、乗客の生命に危機が予想されるときは、直ちに安全な場所への避難誘導を行い、救助、応援の依頼等、旅客の保護のための適切な処置にあたる。

## ■地域・市民が実施する共助・自助の対策

### 1 津波からの自衛措置

#### (1) 市民の協力による避難行動の促進

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域の沿岸部市民は、津波警報等が発表されるなど、津波の危険を認知した場合、又は津波警報等の発表前でも大規模な地震が発生し、津波の発生が予想される場合や停電等で情報が入手できない場合は、周辺の市民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに避難場所に避難する。

また、避難に際しては、徒歩で避難することを原則とする。但し、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについて、津波避難計画等で地域の合意形成がなされている場合は、自家用車等で避難を行う。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域において、津波警報等が発表されるなどした場合、可能な範囲で避難行動要支援者の避難の支援に努める。

避難行動要支援者の個別の避難計画を策定している地域にあっては、計画に沿った支援に努める。

2 避難所における地域及び避難者の協力

(1) 避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアルに沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力する。

(2) 要配慮者への支援

避難所の運営にあたっては、健常な避難者は、要配慮者の滞在が安全になされるよう、その運営に協力する。

(3) 早期退出への協力

自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに自宅避難に切り替えるとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努める。

## 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策

【主担当部】：健康福祉部

### 第1項 活動方針

- 市民等は、市が作成する避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、避難行動要支援者の安全確保や避難に協力する。
- 市は、要配慮者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。
- 被災施設や要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。
- 市は、要配慮者支援に必要な専門職等の確保を図る。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
要配慮者・施設等の被災状況の把握・受入調整等	健康福祉部	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・要配慮者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況 (町内会等、要配慮者関連施設)
外国人支援	健康福祉部 関係部	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・要配慮者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況 (町内会等、要配慮者関連施設)
避難行動要支援者の避難支援及び生活環境の確保	健康福祉部	【発災24時間以内】 避難行動要支援者の状況把握次第	・避難行動要支援者の被災状況
避難所での生活が困難な要配慮者対策	健康福祉部	【発災24時間以内】 要配慮者の状況把握次第	・要配慮者の被災状況
要配慮者の保健・福祉対策等	健康福祉部	【発災24時間以内】 避難所等から要配慮者支援のための専門職員等の派遣要請があった時点	・必要な支援の内容 (町内会等<避難所>)

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

- 1 要配慮者・施設等の被災状況の把握・受入調整等  
要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。

## 2 外国人支援

外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。

また、多言語での情報提供、相談等の実施や国際交流関係団体、NPO等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

※「市HP」「避難掲示板（防災ボード）」の多言語表記、市内各避難所への「多言語表示シート」について更に充実を図る。

参考・「Safety tips」（外国人旅行者向け災害情報提供アプリ：観光庁監修）

・「NHK WORLD-JAPAN」（外国人向け情報提供）

## 3 避難行動要支援者・要配慮者の避難支援及び生活環境の確保

### (1) 避難行動要支援者の避難行動支援

避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。

### (2) 要配慮者の生活環境確保

被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等生活環境の確保を図る。

## 4 避難所での生活が困難な要配慮者対策

避難所運営マニュアルを活用し、要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに、介護を要し避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移送する。

福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者の生活の場を確保する。

また、大規模災害においては「災害時における要配慮者への宿泊施設の提供に関する協定書（R2.2.10）」に基づく協定施設を積極的に活用し、可能な限り早い段階から避難誘導できるよう取り組む。なお要請は別紙（P3-92）により知事に対して行う。

## 5 要配慮者の保健・福祉対策等

要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、要配慮者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。

## ■地域・市民が実施する共助・自助の対策

### 1 市民等による取組み

市民、自主防災組織、町内会等は、市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用して地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保に努めるとともに、「My まっぷラン」等によりあらかじめ作成した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難行動を支援する。

また、市及び各避難所の「避難所運営マニュアル」に沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

### 2 要配慮者及び保護責任者の対策

要配慮者及び保護責任者は、地域・市民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

別紙（「災害時における要配慮者への宿泊施設の提供に関する協定書」関連）

別記様式第1号（協定第4条関係）

災害時における宿泊施設の提供要請書

第 年 月 日 号

三重県知事 ○○ ○○ 様  
（子ども福祉部 子ども福祉総務課）

鳥羽市長

このことについて、災害時における宿泊施設の提供に関する協定書第4条の規定に基づき、下記の支援について協力をお願いします。

記

1 要請する理由

2 要請する内容

内 容	期 間	地 域	要配慮者等 の人数	備 考

## 第3節 観光客等の帰宅困難者の安全確保

【主担当部】：観光商工部

### 第1項 活動方針

○市は、観光客等の帰宅困難者の保護等のため、帰宅支援等必要な対策を講じる。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
観光客等の帰宅困難者支援	観光商工部	【発災 24 時間以内】 帰宅が困難と判断したとき	・帰宅困難者の受入可能施設 (市観光協会、観光事業者等)

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

##### 1 観光客等の帰宅困難者支援

##### (1) 災害時の公共交通機関及び観光施設等の運行・運営状況の確認及び情報共有

災害時の公共交通機関や観光施設等の運行・運営状況の情報収集を行い、観光関係団体や観光事業者との情報共有を図る。

##### (2) 避難状況等の情報収集・避難誘導等の発信

市観光協会等の観光関係団体や観光事業者及び公共交通機関と災害時の避難状況等の情報収集や避難誘導等の情報発信を行う。

##### (3) 観光客等の帰宅困難者の避難誘導

市観光協会等の観光関係団体や観光事業者及び公共交通機関と市民と連携した帰宅困難者の避難誘導を図る。

##### (4) 観光客等の帰宅困難者一時受入れ

市観光協会等の観光関係団体や観光事業者及び公共交通機関の協力を得て、帰宅困難者一時受入を要請する。「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定【資料編：協定-41】」

#### ■市観光関係団体、観光事業者及び公共交通機関等が実施する対策

##### (1) 情報の共有

災害時の運行・運営状況の情報を市へ報告し、情報共有を図る。

##### (2) 観光客等の帰宅困難者の避難状況等の情報収集・避難誘導等の発信

市観光協会等の観光関係団体や観光事業者及び公共交通機関で帰宅困難者の避難状況等および避難誘導等の情報収集や発信を行い、市へ報告をする。

##### (3) 観光客等の帰宅困難者の避難誘導

各団体及び各事業者で帰宅困難者の避難誘導を図る。

##### (4) 観光客等の帰宅困難者一時受入への協力

- ア 各団体及び各事業者で帰宅困難者への情報提供を行う。
- イ 各団体及び各事業者で安否確認のための体制整備を行う。

##### (5) 備蓄食料の提供

各団体及び各事業者で備蓄食料の提供を行う。

##### (6) 代替輸送

公共交通機関は、鉄道、バス、船舶の代替輸送を行う。

## 第4節 学校・保育所等における児童・生徒等の安全確保

【主担当部】：教育部、健康福祉部

### 第1項 活動方針

○地震発生時には、学校・保育所等関係者、防災関係機関が協力して児童・生徒等の安全確保に万全を期する。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
学校・保育所等における児童・生徒等の安全確保	教育部 健康福祉部	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被災状況及び救助活動の状況 (学校・保育所等)
登下校時の児童・生徒等の安全確保	教育部 健康福祉部	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被災状況及び救助活動の状況 (学校・保育所等)
夜間・休日等における対応	教育部 健康福祉部	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被災状況及び救助活動の状況 (学校・保育所等)
学校・保育所等の被害状況等の把握・情報提供	教育部 健康福祉部	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被災状況(学校・保育所等)
児童・生徒等の下校時の保護継続の判断	教育部 健康福祉部	【発災12時間以内】 下校経路・手段等の状況に応じて	・被災状況及び救助活動の状況 (学校・保育所等)

### 第3項 対策

#### ■市と学校・保育所等が実施する対策

#### 1 学校・保育所等における児童・生徒等の安全確保

##### (1) 学校・保育所

ア 学校・保育所等の教職員等は、地震による校舎等の損壊や津波警報発表等により校内にとどまることが危険であると判断した時は、直ちに全教職員等で児童・生徒等を掌握し、あらかじめ定める避難場所へ児童・生徒等を誘導する。(推進計画)

イ 児童・生徒等の安全が確保された後は、直ちに点呼等により安否確認を行い、市災対本部に対し安否情報を報告する。行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

ウ 通信手段の途絶等により市災対本部に安否情報を報告できない場合は、市災対本部までの移動の安全が確認できれば、教職員等を派遣し、安否情報を報告する。

##### (2) 市災対本部

連絡の取れない学校・保育所等がある場合は、当該学校・保育所等や計画避難先に、移動の安全が確認できれば、連絡要員を派遣する。

## 2 登下校時の児童・生徒等の安全確保

### (1) 学校・保育所等

- ア 学校・保育所等の教職員等は、児童・生徒等の登下校時に人的・物的被害が見込まれる地震が発生した場合、直ちに児童・生徒等を掌握し、避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ誘導する。
- イ 学校・保育所等の教職員等は、児童・生徒等の安否の確認に努め、市災対本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。
- ウ 通信手段の途絶等により市災対本部に安否情報を報告できない場合は、市災対本部までの移動の安全が確認できれば、教職員等を派遣し、安否情報等を報告する。

### (2) 市災対本部

連絡の取れない学校・保育所等がある場合には、当該学校・保育所等や計画避難先に移動の安全が確認できれば、連絡要員を派遣する。

## 3 夜間・休日等における対応

### (1) 学校・保育所等

- ア 学校・保育所等の校長、園長、所長及び学校防災計画等であらかじめ指定された教職員等は、地震発生を確認次第、参集基準に従い登校し、安全を確保しつつ被害情報の収集に努める。
- イ 地震により児童・生徒等に被害が見込まれる場合は、児童・生徒等又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在の確認に努め、市災対本部に対し安否情報を報告する。
- ウ 通信手段の途絶等により市災対本部に安否情報を報告できない場合は、市災対本部までの移動の安全が確認できれば、教職員等を派遣し、安否情報等を報告する。

### (2) 市災対本部

連絡の取れない学校・保育所等がある場合には、当該学校・保育所等や計画避難先に移動の安全が確認できれば、連絡要員を派遣する。

## 4 学校・保育所等の被害状況の把握・情報提供（市対策本部）

市災対本部は、学校・保育所等の人的被害及び施設の被害状況を各学校・保育所等から収集し、整理する。また、児童・生徒等の保護者に対し、メール等を活用して安否情報や避難状況の情報等を提供するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

## 5 児童・生徒等の下校時の保護継続の判断（学校・保育所等）

- (1) 帰宅経路等の安全が確認できた児童・生徒等については、保護者と連絡を取り、迎えに来てもらうなどあらかじめ定められた方法により下校させる。
- (2) 保護者が迎えに来ることができない児童・生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校の保護下に置く。（推進計画）

## ■地域・市民が実施する共助・自助の対策

市民や自主防災組織、町内会等は、学校・保育所等と協働し、地域全体で児童・生徒等の安全確保に努める。

## 第5節 ボランティア活動の支援

【主担当部】：市民部

### 第1項 活動方針

- 災害ボランティアセンターを中核としたボランティア支援活動を展開する。
- 災害発生時に、市災対本部、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等）等が連携して、速やかに市内外からのボランティアの受入体制を確立する。
- 被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々なNPO・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う。
- 災害規模や被災状況に応じて、「鳥羽市災害時受援計画」に基づく、ボランティア支援活動を展開する。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
災害ボランティアセンターの設置	市民部	【発災 48 時間以内】 災害ボランティア受入が必要 と認められた場合	・被災状況 (町内会等)
災害支援団体との連携			

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 災害ボランティアセンターの設置

市災対本部と市社会福祉協議会は、連携してボランティア活動に対する支援及び調整窓口として「災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づき災害ボランティアセンターを設置し、市内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

#### (1) 災害ボランティアセンターへの支援

災害ボランティアセンターが効率的に活動できる環境整備の支援を行う。

また、各種関係機関との連絡調整、情報提供の支援を行う。

#### (2) 災害ボランティアの受け入れ支援

一般ボランティア、専門ボランティア及び各種団体の活動が効果的に行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行う。

この際、感染症対策については「新型コロナウイルス感染症に配慮した三重版災害ボランティア受援ガイドライン」を参考に、市内外からのボランティアを円滑かつ効果的に受け入れる。

#### 2 災害支援団体との連携

被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な災害支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。

#### ■地域・市民が実施する共助・自助の対策

#### 1 被災状況の把握とボランティアの要請

自主防災組織及び町内会等は、被災状況や支援ニーズを把握し、災害ボランティアセンターへ情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティア要請への調整（コーディネート）を行う。

## 2 災害ボランティアセンターの運営支援

被災状況に応じて、災害ボランティアセンターの運営支援ボランティアとして、ボランティアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内などに協力する。

## 3 ボランティアの受入支援

災害ボランティアセンターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受入支援を行う。

## 4 ボランティア活動への参加

被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加する。

## 第6節 防疫・保健衛生活動

【主担当部】：健康福祉部、環境部

### 第1項 活動方針

- 感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施する。
- 災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに、被災者への健康相談等により心身の安定を図る。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
実施体制の確立	健康福祉部 環境部	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況 (町内会等)

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 実施体制の確立

##### (1) 実施責任者

被災地の防疫についての計画の策定及び実施は市が行う。

##### (2) 避難所の衛生保持

避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

##### (3) 臨時予防接種の実施

県から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施する。

##### (4) 保健活動

##### ア 保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的支援を行う。要配慮者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

##### イ 栄養・食生活支援

(ア) 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。

- a 要配慮者(高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等)に対する栄養相談・指導を行う。
- b 避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行う。
- c 避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行う。

(イ) 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

##### (5) ペット対策

市は、(公社)三重県獣医師会ほか被災動物支援団体との連絡体制を整え、市が自ら設置する避難所に隣接して、ペットの救護所を(公社)三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努めるものとする。(推進計画)

■地域・市民が実施する共助・自助の対策

---

1 健康カードの作成

既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、常に身に付けることを心がける。

2 治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度保管しておき、避難時に携行する。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負う事を前提に、ペットと共に同行避難を行う。

また、ペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。

## 第7節 災害警備活動

【主担当部】：総務部

### 第1項 活動方針

○災害が発生した場合は、速やかに災害時の情報収集、救出・救助活動、避難誘導、緊急交通路の確保等、市民の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動のため、鳥羽警察署と連携をとる。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
災害警備活動における警察との連携	総務部	【発災1時間以内】 発災後直ちに	・鳥羽警察署

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

##### 1 災害警備活動における警察との連携

市災対本部は、発災後、速やかに鳥羽警察署と連携をとり、市民の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を鳥羽警察署が円滑に実施できるよう情報の提供、活動拠点の確保等について協力する。

#### ■鳥羽警察署が実施する対策

##### 1 災害警備体制の確立

- (1) 職員の招集・参集
- (2) 災害警備本部の設置
- (3) 警察災害派遣隊の派遣要請

##### 2 災害警備活動の実施

- (1) 災害情報の収集・連絡等
- (2) 救出救助活動
- (3) 避難誘導
- (4) 緊急交通路の確保
- (5) 身元確認等
- (6) 二次災害の防止
- (7) 危険箇所等における避難誘導等の措置
- (8) 社会秩序の維持
- (9) 被災者等への情報伝達活動
- (10) 相談活動
- (11) ボランティア活動の支援

■その他の防災関係機関が実施する対策

---

鳥羽海上保安部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

■地域・市民が実施する自助・共助の対策

---

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進する。

## 第8節 行方不明者の捜索及び遺体の取扱い

【担当部】環境部、消防部

### 第1項 活動方針

- 大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの捜索、収容、検視・検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を的確に実施する。
- 市は、関係機関と連携し、遺体の捜索、検視場所・遺体安置所の開設及び遺体の埋火葬等を行う。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
行方不明者の捜索	消防部	【発災直後以降】 市災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況 (町内会等、防災関係機関等)
検視場所・遺体安置所の開設	環境部	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況 (町内会等、防災関係機関等)
遺体の収容、処理	環境部	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	・遺体の発見・検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況 (町内会等、防災関係機関等)
遺体の埋火葬等	環境部	【発災後72時間以内】 遺体の検視、検案身元確認後速やかに	・遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況 (町内会等、防災関係機関等)

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 行方不明者の捜索

##### (1) 実施者及び方法

市災対本部において警察、自衛隊、海上保安庁等救助機関と連携し、救出救助活動に必要な舟艇その他機械器具等を借上げて実施する。

##### (2) 応援の要請

市災対本部において、被災その他の条件により実施できないとき、又は行方不明者が流失等により他の市町にあると認められるとき等にあつては、隣接する市又は行方不明者漂着が予想される市町に直接捜索応援の要請をする。

なお、応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

- ア 行方不明者が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- イ 行方不明者数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等

※「三重県における災害時の安否不明者・行方不明者・死者の個人情報公表方針」に準ずる。

- ウ 応援を求める人数又は舟艇器具等
- エ その他必要な事項

## 2 検視場所・遺体安置所の開設

鳥羽警察署と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所を開設する。

(検視場所・遺体安置所を速やかに開設できるよう、鳥羽警察署と調整を図り、候補地を事前に検討しておく。)

## 3 遺体の収容、処理

救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見したときは、市災対本部は速やかに鳥羽警察署等と連携して指定された検視場所・遺体安置所に収容するとともに、検視・検案・身元確認を実施し、必要に応じ次の方法により遺体を処理する。

この際、状況により医療救護班(志摩医師会及び鳥羽志摩歯科医師会)の支援を受ける。

### (1) 実施者及び方法

遺体の処理は、市災対本部と医療救護班(志摩医師会)等が連携し、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、市災対本部等において実施できないときは、県へ要請を行う。

### (2) 遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、協定締結団体等に協力を求め、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、市災対本部等において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

## 4 遺体の埋火葬等

災害の際死亡したもので、市災対本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行う。

- (1) 埋火葬の実施は、市災対本部において市火葬場の被害状況を確認し、直接火葬もしくは土葬に付す。
- (2) 埋火葬の実施が、市災対本部でできないときは、前述の「<市が実施する対策> 1 (2) 応援の要請」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施する。

※<参考>遺体検視・検案等に係る連携、情報連絡体制図【風水害等対策編 第5部 第2章 第8節 行方不明者の捜索及び遺体の取扱い 5-24 参照】

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

### 1 警察の対策

市と連携のもと、行方不明者の捜索を行うものとする。また、遺体の発見後においては、遺体の収容、検視等を行うものとする。

### 2 志摩医師会の対策

市の指定する遺体の検視場所等において死亡の確認等を行うものとする。

### 3 自衛隊の対策

自衛隊は、県の要請に基づき、市、警察等救助機関と連携して行方不明者の捜索活動等を行う。

### 4 海上保安庁の対策

海上保安庁は、市、警察等救助機関と連携して行方不明者の捜索活動等を行う。

### 5 三重県葬祭業協同組合等の対策

三重県葬祭業協同組合等は市の要請に対して、葬祭用品の供給等について協力する。

## 第5章 救援物資等の供給

### 第1節 緊急輸送手段の確保

【主担当部】：総務部、定期船部、消防部、建設部

#### 第1項 活動方針

○南海トラフ沿いを震源域とする大規模な地震が発生した場合、市内で甚大な被害を被り、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となることが想定されるため、これらの人員、物資等の輸送手段を確保する。

#### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
市が所有する車両・船舶の確保	総務部 定期船部	【発災直後】 発災後速やかに使用可能公用車の把握を行う	・車両・船舶の被害状況(各部)
輸送ルートの情報収集・伝達	建設部 総務部 消防部	【発災直後】 発災後速やかに	・道路・港湾ヘリポート等の被害情報等 (各施設の管理者等) ・その他輸送上の拠点となる施設の被害情報 (各施設の管理者等)
輸送手段の確保及び応援要請	総務部 市民部 定期船部 消防本部 建設部 農林水産部	【発災24時間以内】 緊急の必要があると認める場合、速やかに	・輸送手段の要請(県・各協定締結団体)

#### 第3項 対策

##### ■市が実施する対策

##### 1 市が所有する車両・船舶の確保

各部等が所有する公用車及び定期船部が所有する船舶の被害情報を収集し、使用可能な輸送手段を確保する。

##### 2 輸送ルートの情報収集・伝達

市は、交通規制等道路情報をできる限り一元的に収集し、関係機関等に提供できる体制を敷く。  
また、物資拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保することとする。

### 3 輸送手段の確保及び応援要請

(1) 緊急輸送が必要となった場合、「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備 第3項 ■市が実施する対策 2 輸送等を担う防災関係機関等を対象とした対策 (P2-43～2-44)」に基づき要請を行う。

要請にあたっては輸送に必要な情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。

(2) 応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第68条第1項の規定に基づき、県へ要請を行う。ただし、事態が急を要する時は、電話又は無線等で要請し、その後に文書を送付する。

#### ■防災関係機関等が実施する対策

---

「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備 第3項 対策 ■市が実施する対策 2 輸送等を担う防災関係機関等を対象とした対策 (P2-43～2-44)」に準じる。

#### ■その他の応急対策実施機関が実施する対策

---

##### <各協定締結団体の対策>

##### 1 緊急対策

各協定締結団体内及び市災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。

また、各協定締結団体内の輸送手段の確保状況等を確認する。

##### 2 各協定に基づく緊急輸送の実施

各協定に基づき市から緊急輸送の要請があった場合は、あらかじめ定める体制により緊急輸送を行う。

## 第2節 救援物資等の供給

【主担当部】：総務部、市民部、税務部、農林水産部、定期船部、健康福祉部

### 第1項 活動方針

○市民の非常用備蓄等にもかかわらず、災害の規模により食料及び生活必需品等(以下「物資等」という)の不足が生じた場合、被災者に早期に必要な物資等を供給する。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
支援物資の受入と避難所への輸送	税務部	【発災 12 時間以内】	・避難所別備蓄在庫・不足状況(避難所)
必要物資等の支援要請	総務部	【発災 24 時間以内】	・市外からの物資等配送状況(県、協定締結団体等)
災害義援品(物資等)の処置	健康福祉部	【発災後、随時】	・避難所別物資等不足状況(総務部、税務部)
物資拠点の開設	観光商工部	【発災 24 時間以内】 必要物資等が不足している場合	・市外からの物資配送状況(総務部)
物資拠点の運営	観光商工部	【発災 24 時間以内】 物資等拠点が開設次第	・市外からの物資等配送状況(総務部) ・避難所別物資等不足状況(税務部)
物資等の輸送	市民部 定期船部 総務部	【発災 24 時間以内】 生活必需品等不足の場合	・避難所別物資等不足状況(避難所・税務部)

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 支援物資の受入と避難所への輸送

市は避難所等の物資等の状況について各避難所や地区指定員等から情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握することに努める。

また、南海トラフ地震等の大規模災害時における県・国からの支援物資(プル型・プッシュ型支援)の受入れは「鳥羽市受援計画」「三重県広域受援計画」及び各協定に基づき、「物資調達・輸送調整等支援システム」により調達・輸送を行う。

この際、状況により民間物流機関又は他市町等職員の支援を積極的に活用する。

## 2 必要物資等の支援要請

### (1) 被災者に対する食料供給の目安

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の食料供給計画を参考に備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給する。

#### 【食料供給計画】

食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1日2回提供する。

- ・地震発生～12時間以内：市民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
- ・地震発生12時間後～：協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
- ・地震発生24時間後～：協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
- ・地震発生72時間後～：市民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）

※避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

### (2) 避難者に対する生活必需品等の供給の目安

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国からの支援物資を避難者に供給する。

#### 【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

- ・地震発生1～24時間以内：医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設・携帯トイレ、（※必要に応じて）感染防止機材（マスク、消毒液、簡易ベッド、間仕切り等）等
- ・地震発生24時間後～：日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）、光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）、その他（ビニールシート・ブルーシート等）など

### (3) 要配慮者に対する配慮

要配慮者に対し配慮し、必要な生活必需品の確保に努める。

### (4) 県に対する物資等支援要請

物資等が不足している場合は、県に対して支援を要請する。ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、県の指示を受けられない場合は農林水産省所管部局に直接、連絡要請することができる。

### (5) 大規模災害時物資無償支援者登録制度（たすけあい制度）の活用

市は「たすけあい制度」に登録している個人や企業等が、支援が可能な状況であれば、支援を要請する。

### 3 災害義援品（物資等）の処置

#### (1) 災害義援品の受付

災害義援品は国・県・地方公共団体又は企業等からのまとまった物資（混載等により仕分けが必要な物資を除く）のみ受入れ、個人からの義援品は受け付けない。

#### (2) 災害義援品の配分

災害義援品は物資拠点において、受払簿等を作成し、受付状況を記録し、各避難所へ配分する。

#### (3) 災害義援品の処分

個人等から送られた配分が困難な以下の物品等については、換金・リサイクル等により災害義援金として活用する。

- ・使用済み（中古）衣類・毛布等、家電品、食品、各種品目が混載された荷物、直ちに避難所生活に必要なとは判断できない物品等

### 4 物資拠点の開設

市は調達した物資を受け入れるため、物資拠点を開設する。

### 5 物資拠点の運営

開設した物資拠点において、市の物資等、県等からの支援物資等、災害義援品等を受入、管理を行い、各避難所の物資等不足状況を踏まえ、避難所ごとに必要な物資等を振り分け、避難所への輸送が速やかに行われるようにする。

また、物資拠点の運営にあたっては、協定締結団体等から物流専門家の派遣等の協力を得ながら効果的な供給体制を構築する。

### 6 物資等の輸送

#### (1) 陸上輸送（市民部）

物流専門家等の協力を得ながら的確な輸送手段を選定し、物資等拠点から、市内各避難所への物資等の陸上輸送を迅速に行う。離島への輸送については海上輸送拠点（鳥羽港）まで陸上輸送を行う。

（「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備」（2-39・2-41頁）を参照）

#### (2) 海上輸送（定期船部）

船舶による輸送は、その区間、港湾事情及び天候等により、その輸送若しくは輸送人員に変動されるが、原則、市の管理する定期船を活用することとする。

（「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備」（2-39・2-43頁）を参照）

#### (3) 空中輸送（総務部）

陸上・海上の交通の途絶に伴い、緊急に空中輸送が必要なときは、県災害対策本部に輸送条件を示して空中輸送の要請をするとともに、必要に応じ、自衛隊、海上保安庁に対して空中輸送の出動要請をする。（「第3部 第2章 第5節 ヘリコプターの活用」（3-72頁）を参照）

### ■ 町内会等・企業等が実施する対策

#### 1 地域における物資の調達

町内会等は、災害時の食料等は原則として個人・地域で準備するものであるという考えのもと、地域内においても食料等を調達するように努める。

#### 2 大規模災害時物資無償支援者登録制度（たすけあい制度）の活用

町内会等は、市のたすけあい制度に登録している個人や企業等が、支援が可能という状況であれば、協力を求め、物資等を提供してもらう。

## 第3節 給水活動

【主担当部】：水道部

### 第1項 活動方針

- 市は応急給水活動の総合調整及び給水タンク車等による応急給水活動を実施する。
- 市の水道事業者、日本水道協会等と連携して、断水等により飲料水を得られない被災者を的確に把握し、応急給水活動を行う。
- 水道施設の復旧が長引く場合は、市民生活を考慮し、段階的に給水量を増加するよう努める。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
飲料水の確保	水道部	【発災1時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (市水道事業者)
津波被害への対応	水道部	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (市水道事業者)
応急給水活動の調整	水道部	【発災6時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (市水道事業者)
応急給水活動の実施	水道部	【発災24時間以内】 応急給水活動の必要性が見込まれる時点	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (市水道事業者)

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 飲料水の確保

市民に対して一人あたり3日分程度の飲料水を備蓄するよう啓発するとともに、応急給水拠点や配水池等で供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。

災害時の水源として、浄水場や配水池、震災対策用貯水施設等の貯留水を確保するとともに、不足する場合は、井戸水、河川水、ため池やプール等の水をろ過、滅菌し、飲料水を確保することを検討する。

#### 2 津波被害への対応

津波被害を受けた沿岸部の施設の被害状況の把握に努め、津波の被害状況に応じた給水活動を実施する。

### 3 応急給水活動の調整

#### (1) 県内水道事業者による協定に基づく応急給水活動

「三重県水道災害広域応援協定【資料編：協定-5】」に基づき、ブロック代表者はブロック内の応急給水活動について調整にあたる。

ア ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。

イ ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。

ウ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

エ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに被災者支援部隊(水道応援班)に応援を要請する。

オ ブロック代表者は、被災者支援部隊(水道応援班)を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

#### (2) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

日本水道協会三重県支部は、県からの要請に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣する。

### 4 応急給水活動の実施

#### (1) 応急給水体制の確立

迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保するなど、応急給水体制を確立する。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない市民に対して、迅速に応急給水活動を実施する。

医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

#### (2) 市民への広報

市民に対して、断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策、災害時協力井戸の情報等について、広報車、防災無線等を活用し広報を実施し、市民の不安解消に努める。

#### (3) 応急給水活動の応援要請

市単独での応急給水の実施が困難と判断した場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、速やかにブロック代表者に応援を要請する。

市は、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受入体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請する

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図る。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

---

1 自衛隊の対策

自衛隊は、県災対本部の災害派遣要請に基づき、県、市町と連携して給水活動を実施する。

2 海上保安庁の対策

海上保安庁は、県災対本部の応援要請に基づき、沿岸部の被災市町に対して巡視船等を使用して海上からの給水支援を実施する。

3 四日市港管理組合の対策

四日市港管理組合は、県災対本部の応援要請に基づき、沿岸部の被災市町に対して保有する給水船を使用して、海上からの給水支援活動を県、市町と連携し実施する。

■ 地域・市民が実施する共助・自助の対策

---

1 応急給水活動

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理について、地元自治会や市民が協力して行う。

2 飲料水、生活水の確保

地震発生後3日分程度は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での飲料水の確保に努める。  
また、自家用井戸等がある場合には、生活水として確保・利用するとともに、地域においても「災害時協力井戸」の情報を共有して共助に努める。

## 第6章 特定災害対策

### 第1節 海上災害への対策

【主担当部】：総務部

#### 第1項 活動方針

- 本市地先海域において、津波が来襲又は来襲するおそれがある場合及び地震による陸上での流出油事故が海域におよぶ場合、船舶及び沿岸地域の人命、財産並びに水産資源を災害から保護する。

#### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
海上保安庁及び関係機関との連携・協力	総務部	【発災後直後】 発災後速やかに	・一般船舶や沿岸の市民へ災害情報を伝達 (鳥羽海上保安部、各関係機関)

#### 第3項 対策

##### ■市が実施すべき対策等

##### 1 海上保安庁及び関係機関との連携・協力

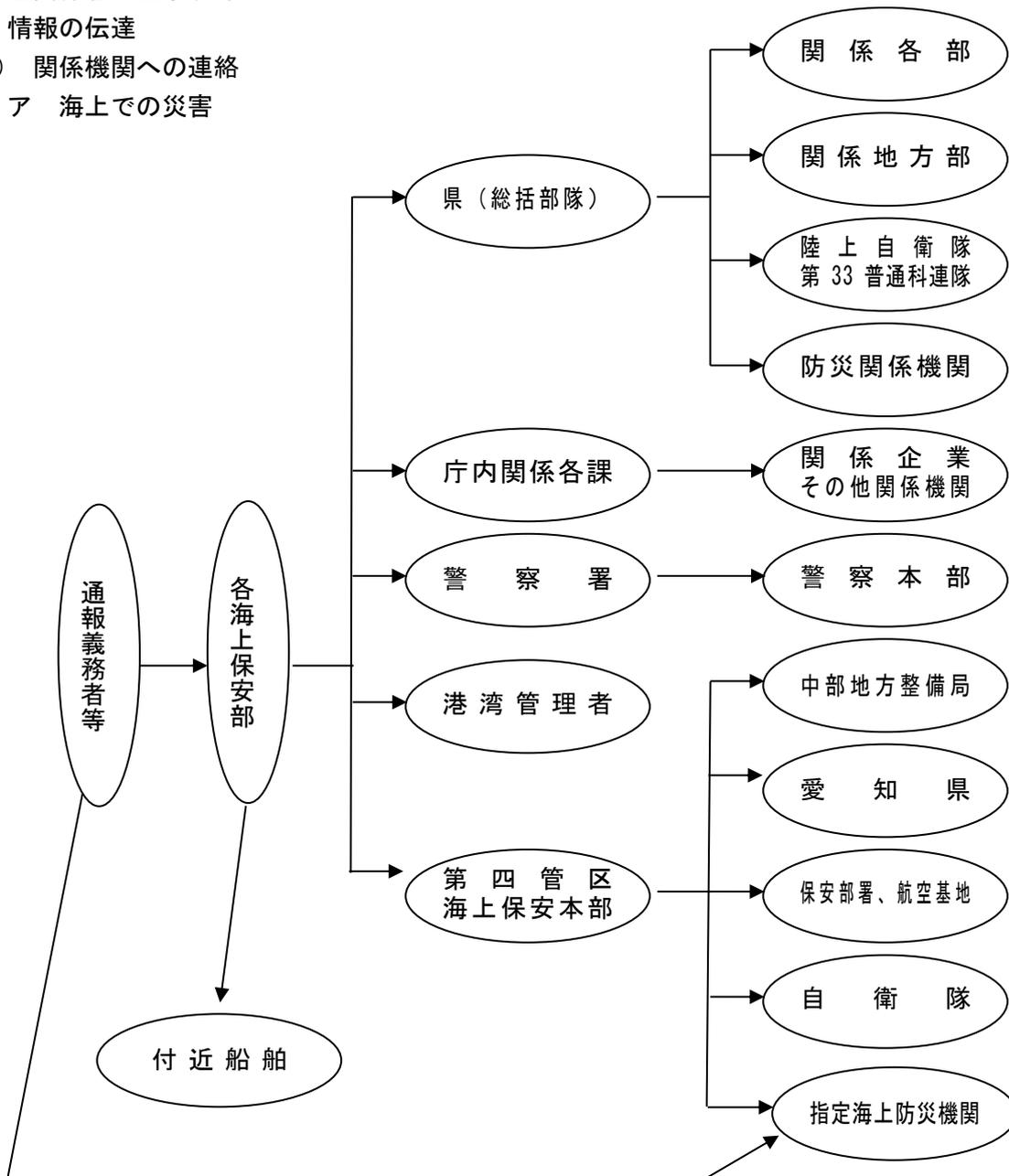
市災対本部は、発災直後速やかに計画関係者共通事項に基づき、海上保安庁及び関係機関と連絡をとり、必要な協力を行って海上災害から市民等を保護する。

■計画関係者共通事項等

1 情報の伝達

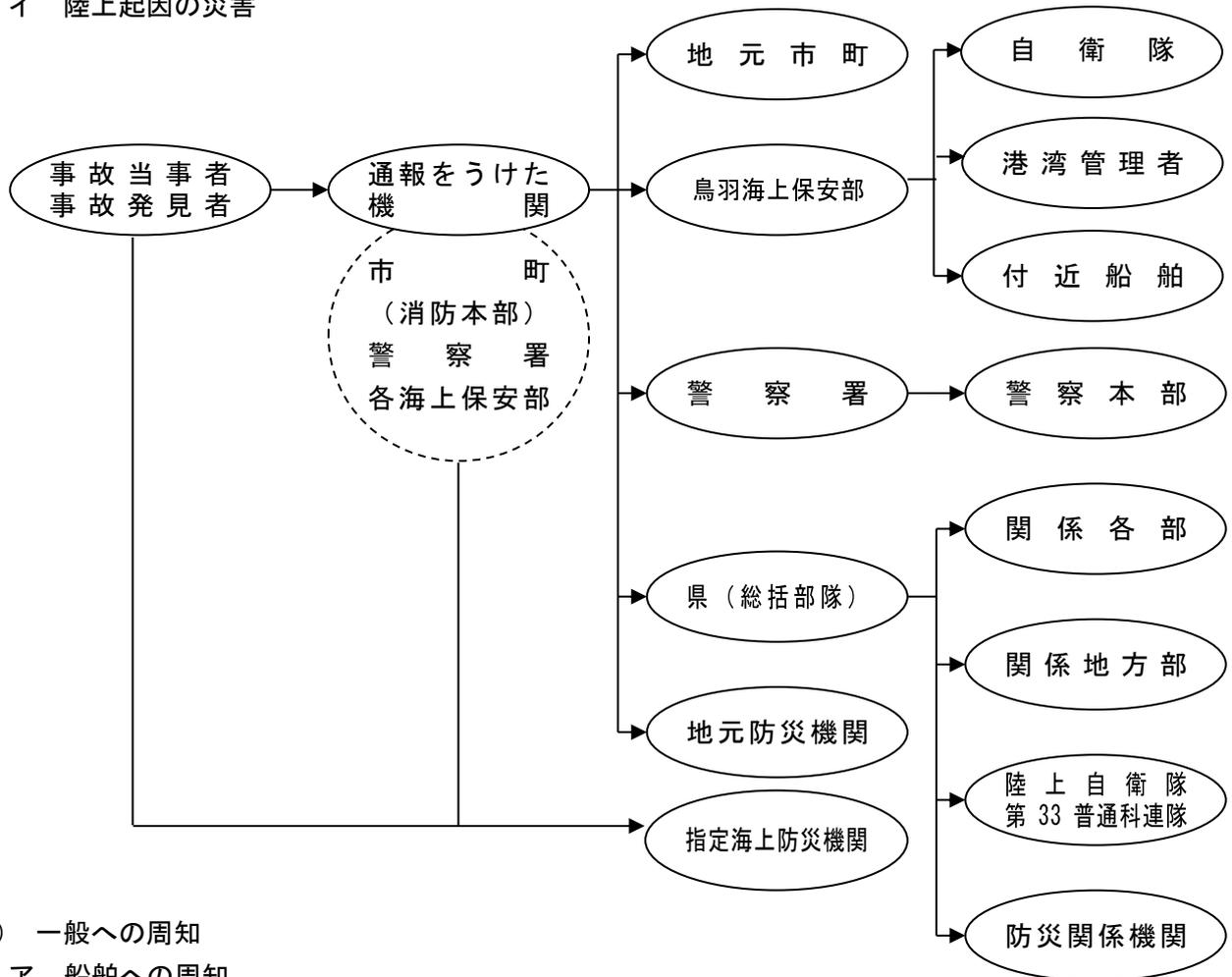
(1) 関係機関への連絡

ア 海上での災害



※海上災害防止センターは、事故原因者から委託、又は、海上保安庁長官からの指示があった場合に活動する。

イ 陸上起因の災害



(2) 一般への周知

ア 船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し又はその波及が予想される場合、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、おおむね次の区分により一般船舶に対し、周知に努める。

機 関 名	周 知 方 法	対 象 船 舶
第四管区海上保安本部	無 線 通 信 ・ 電 話	付近船舶
関係海上保安部	〃	〃
放送局 (NHK・民放)	ラ ジ オ ・ テ レ ビ 放 送	港内船舶
関係海上保安部	船 舶 拡 声 器 に よ る 放 送	〃
関係警察署	〃	

イ 沿岸市民への周知

防災関係機関は、沿岸の市民及び施設等に災害が波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、次の区分により周知に努める。

機 関 名	周 知 方 法	周 知 事 項
関係市町 (消防機関)	広 報 車 か ら の 放 送 等	1 災害の状況
関係警察署	〃	2 防災活動の状況
関係海上保安部	巡 視 船 艇 か ら の 放 送	3 火気使用制限、禁止及び交通規制、禁止等の措置
放送局 (NHK・民放)	テ レ ビ ・ ラ ジ オ 放 送	4 避泊準備等一般的注意事項
		5 その他必要事項

## 2 応急対策活動

防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により応急対策を実施する。

- (1) 総合的応急対策の策定並びに災害救助活動の総合調整並びに統制
- (2) 災害情報の交換
- (3) 関係機関に対する協力要請

また、油流出事故の場合、必要に応じ「鳥羽地区排出油等防除協議会」「伊勢湾排出油等防除協議会」「四日市港湾災害対策協議会」「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。

## 3 災害救助活動

防災関係機関は、必要に応じ、相互に協力して次により災害救助活動を実施する。

### (1) 流出油並びに火災対策

- ア オイルフェンス展張による拡散防止
- イ 油回収船、油吸着材及び油処理剤による油処理
- ウ 消火
- エ 防災資材の輸送
- オ 人命の救助、救護
- カ 船舶及び沿岸警戒並びに避難誘導
- キ 通信連絡

### (2) 津波対策

- ア 船舶並びに沿岸の市民の避難
- イ 外洋における前進警戒
- ウ 沿岸水防対策の実施
- エ 気象情報の収集、連絡

## 4 流出油防除応急対策活動

陸上施設及びタンカー等から、石油等が流出又は流出のおそれのある場合（以下「流出油」という）の防除活動について、次により実施する。

### (1) 実施機関

流出油防除等の活動にあたっては、鳥羽海上保安部、指定海上防災機関（海上災害防止センター）、港湾管理者、県及び市町等は、それぞれ必要に応じ、必要な協力を行う。

なお、必要に応じ「鳥羽地区排出油等防除協議会」「伊勢湾排出油等防除協議会」「四日市港湾災害対策協議会」「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。

また県及び鳥羽海上保安部は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整本部を海上保安庁、県、沿岸市町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関で協議のうえ設置する。なお、この連絡調整会議は、国に警戒本部が設置された場合は原則として第四管区海上保安本部に設けられる連絡本部に包括される。

連絡調整本部の設置場所は、鳥羽海上保安部もしくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等とし、各防災関係機関は連絡調整本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

### (2) 防除活動の分担

#### ア 海上における防除活動の分担

発災船舶等は、鳥羽海上保安部への通報を行うとともに、流出油の拡大防止及び回収作業を実施する。また、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに、防除措置を依頼する。

鳥羽海上保安部は、流出油の拡大防止措置を講ずるとともに、船舶所有者等に、防除措置の指示、命令を行い、さらに、海上での火気使用禁止、危険海域の設定及び海上安全等に必要な指示、

措置を行う。

なお、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、防除措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又はその措置を講ずることを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防除措置を講ずるべきことを、海上災害防止センターに対し指示することができる。また、必要に応じ、第四管区海上保安本部長を通じて自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

#### イ 陸上における防除活動の分担

消防機関は、防除活動を指示するとともに、必要に応じ流出油の状況を鳥羽海上保安部に連絡する。

また、鳥羽海上保安部は、消防機関との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。

### (3) 発災事業所、船舶等の措置

- ア 防災関係機関への通報及び連絡要員の配置
- イ 流出源の閉止及び拡大防止措置
- ウ 火気使用禁止措置
- エ 事業所内での危険区域の設定
- オ 市民に対する広報活動
- カ 流出油の回収措置
- キ 周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請
- ク その他の災害の規模に応じた措置

### (4) 市の措置

- ア 沿岸に漂着した流出油の除去・回収等活動及び連絡調整
- イ 災害情報の収集及び伝達
- ウ 市民に対する広報
- エ 避難に関する指示及び誘導
- オ 防災資機材の調達搬入
- カ 他市町に対する応援要請
- キ 県に対する自衛隊の派遣要請の要求
- ク その他の災害の規模に応じた措置

### (5) 県の措置

- ア 災害情報の収集
- イ 沿岸に漂着した流出油の除去・回収等活動の支援及び連絡調整
- ウ 沿岸市町、防災関係機関等への災害情報の収集伝達
- エ 自衛隊、他府県等に対する応援要請
- オ 関係機関が実施する応急対策への必要な協力
- カ その他の災害の規模に応じた措置

### (6) 県警察の措置

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 危険区域内への立入禁止等
- ウ 被災者の救助
- エ 避難の指示及び誘導
- オ その他の災害の規模に応じた措置

(7) 消防本部の措置

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 陸上での火気使用禁止措置
- ウ 流出油拡大防止の指示及び危険区域の設定
- エ 人命救助及び負傷者等の救急搬送
- オ 鳥羽海上保安部との連絡調整
- カ その他の災害の規模に応じた措置

(8) 鳥羽海上保安部等の措置（推進計画）

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 海上での消火及び火気使用禁止措置
- ウ 船舶の航行及び停泊禁止区域の設定及び警戒
- エ 流出油の拡大防止措置
- オ タンカーの船長がとるべき措置の指示
- カ 流出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置
- キ 危険区域内及びその付近の船舶に対する避難、立ち退き及び航行の制限又は禁止措置
- ク 消防本部との連絡調整
- ケ 人命救助及び負傷者等の救急搬送
- コ 協議会に対する協力要請
- サ 自衛隊の災害派遣要請
- シ その他の災害の規模に応じた措置

(9) その他の防災関係機関

自らの所管する防災対策を講ずるとともに、関係機関の応急対策に協力する。

## 第2節 危険物施設の保全

【主担当部】：消防部

### 第1項 活動方針

○大規模地震発生による危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物施設の二次災害を防止する。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
二次災害発生防止の緊急措置、二次災害応急対策	消防部	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・危険物施設・高圧ガス施設、毒劇物施設の被害情報及び可燃性物質や毒劇物の漏洩・流出・飛散情報等(市災対本部)

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 二次災害防止の緊急措置

##### (1) 危険物施設

市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。(消防法第12条の3)

##### (2) 高圧ガス施設

二次災害発生防止の緊急措置として、市長は次の措置をとる。

- ア 消防機関への出動命令及び警察官、海上保安官への出動要請をする。
- イ 警戒区域の設定に伴う、立入制限、禁止及び退去をする。
- ウ 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限を持つ。

#### 2 二次災害応急対策

##### (1) 高圧ガス施設

##### ア 市民の安全の確保

消防職員は、地震災害における危険時に、ガス事業所、高圧ガス製造所等の事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防衛活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の市民に事態を周知し、市民の安全を確保する。

##### イ 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、市民に周知徹底する。

##### ウ 避難の指示及び場所

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の市民に避難のすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、市民の安全を確保する。

## (2) 毒劇物施設

警察署、市、消防署は県から毒物劇物保有状況等の情報提供を受ける。

また、市及び警察署は、関係機関と連携し、以下の措置を講ずる。

- ア 市民に対する広報
- イ 汚染区域の拡大防止措置
- ウ 警戒区域の設定
- エ 被災者の救出救護及び避難誘導等の措置
- オ 飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

---

### <関係事業者の実施する対策>

#### 1 危険物施設

危険物保安監督、危険物取扱者等は、県、市の指導を受けて、危険物施設の実態に即して、応急対策を講ずる。

- (1) 危険物の流出あるいは、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等を防止する。
- (2) 初期消火要領の徹底、並びに混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による広域拡散を防止する。
- (3) 災害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立を図る。
- (4) 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動による、従業員及び周辺の市民等に対する人命安全措置の強化を図る。

#### 2 高圧ガス施設

災害発生及び拡大防止を図るため、事業者は次の措置をとる。

- (1) 地震発生後、直ちに施設等の緊急点検を行い、漏洩等の異常の有無について確認を行う。
- (2) 漏洩等の異常を発見したときは、二次災害防止のため、直ちに運転停止や応急修理等の措置を講じる。
- (3) 地震による二次災害の発生又は発生のおそれがある場合、事業者は中部近畿産業保安監督部、県、市、警察、消防及び必要に応じ海上保安庁に通報する。なお、高圧ガスの移動中における事故発生時には、迅速かつ適切な対応を図るため、三重県高圧ガス地域防災協議会の指定する最寄りの防災事業所の協力を得る。
- (4) 事業者等は、施設等の応急措置を行うため、事故現場に急行する場合においては、関係者であることを識別できる服装等を着用する。

#### 3 毒劇物施設

毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、所轄の保健所、警察署又は消防署に届け出る。

(毒物及び劇物取締法第16条の2)

## ＜海上保安庁の実施する対策＞

### 1 海上の危険物対策

地震時における海上の保安を確保するため、関係機関と密接な連絡をとり、次の措置をとる。

- (1) 危険物積載船舶で災害が発生した場合の防御活動を行う。
- (2) 危険物積載船舶について、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- (3) 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止、取り止め等事故防止のために必要な指導を行う。

### 2 停泊船舶への情報伝達等

危険物等の漏洩により、港湾内の停泊船舶等に影響を及ぼすおそれがある場合に、停泊船舶等に対し通報を行う。

## 第7章 復旧に向けた対策

### 第1節 廃棄物対策活動

【主担当部】環境部

#### 第1項 活動方針

○大規模地震発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）が大量に発生することが想定されるため、環境衛生に万全を期すとともに、復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

#### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
生活ごみ等処理	環境部	【発災24時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況(町内会等) ・生活ごみ等発生状況(町内会等)
し尿処理	環境部	【発災24時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況(町内会等) ・し尿処理状況(町内会等)
災害がれき処理	環境部	【発災3日以内】 がれき処理体制が確立した時点	・被害状況(町内会等) ・災害がれき発生状況(町内会等)

#### 第3項 対策

##### ■市が実施する対策

##### 1 生活ごみ等処理

###### (1) 処理体制

被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々大量に発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、市民に対して仮置場への集積や分別の協力依頼を行う。

処理機材、人員等については、可能な限り市の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、特に甚大な被害を受け、機材、人員等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

###### (2) 処理の方法

生活ごみの処理は、鳥羽志勢広域連合のやまだエコセンターにおいて、焼却等により環境影響上支障のない方法で行う。

なお、施設の能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別とリサイクルに努める。

## 2 し尿処理

### (1) 処理体制

避難所設置に伴うし尿の発生量について、設置箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、貯蓄容量を越えることがないように配慮する。(し尿の発生量は、ひとり1日あたり1.7リットルを目安とする。)

また、人員、機材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する。

### (2) 処理の方法

し尿の処理は、鳥羽志勢クリーンセンターによることを原則とする。

## 3 災害がれき処理

### (1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置準備等を行う。また、発災後は速やかに「市災害廃棄物処理計画」に基づき、「市災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

甚大な被害が発生した場合には、県への支援要請の判断を速やかに行う。

### (2) 処理の方法

発災後策定した「市災害廃棄物処理実行計画」に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から極力分別を徹底し、可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

## ■地域・市民が実施する共助・自助の対策

---

### 1 し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。

### 2 生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等市の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、市の指示する分別方法や排出場所等に協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

## 第2節 住宅の保全・確保

【主担当部】：建設部、健康福祉部

### 第1項 活動方針

- 被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行う。
- 既設公営住宅等で、直ちに入居可能な住宅を早急に確保し、要配慮者等の特別な配慮を要する者に優先的に提供する。
- 住宅の応急修理などを早急に行い、自宅避難を促進する。
- 応急仮設住宅は中期的な見通しのもと、あらかじめ選定した適地を中心に建設する。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
住宅関連情報の受発信	健康福祉部 建設部	【発災後 24 時間以降】 市庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・応急仮設住宅のニーズ ・住宅や宅地の被災状況(被災者)
被災建築物応急危険度判定等の実施	建設部	【発災 24 時間以内】 被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置次第、速やかに	・住宅や宅地の被災状況(住宅相談窓口)
応急仮設住宅等の確保	健康福祉部 建設部	【発災後 3 日以降】 速やかに	・応急仮設住宅等のニーズ(住宅相談窓口) ・建設資材の確保状況(県災対本部)
応急仮設住宅等の受付・入居	建設部	【発災後 3 日以降】 速やかに	・応急仮設住宅等のニーズ(住宅相談窓口)

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 住宅関連情報の受発信

##### (1) 住宅相談窓口等の設置

適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

##### (2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅(建設・借上げ)の必要量などを把握し、必要な情報を県災対本部に報告する。

##### (3) 罹災証明書の交付

罹災証明書の交付については、「第4部 第1章 第2節 被災者の生活再建に向けた支援(P4-3)」による。

## 2 被災建築物応急危険度判定等の実施

### (1) 被災建築物応急危険度判定の実施

被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、市災対本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡し、判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定を実施する。

被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の応急危険度を判定し、その調査結果に応じた危険度について表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣の市民等にも情報提供を行うとともに、遅延なく実施本部に報告する。

### (2) 被災宅地危険度判定の実施

被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、市災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡し、判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、その調査結果に応じた危険度について表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣の市民等にも情報提供を行うとともに、遅延なく実施本部に報告する。

## 3 応急仮設住宅等の確保

### (1) 公営住宅及び応急仮設住宅（借上げ）の確保とあっせん

住家が滅失したり、罹災した者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のために、市営住宅を始めとする公営住宅の活用及び民間賃貸住宅等を借り上げ、応急仮設住宅（みなし仮設）として確保し、あっせんする。

これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

### (2) 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合、法に基づく供与として原則県が行い、知事から委任を受けた市が行う。

建設業協会等業界団体・事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し早期の生活再建を促す。

### (3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、救助法が適用された場合、法に基づく供与として原則県が行い、知事から委任を受けた場合に市が行う。

プレハブ建築協会・建設業協会・事業者等と連携を行い、災害のため住家が滅失したり、罹災した者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対して、応急仮設住宅を建設し、一時的な居住の安定を図る。

なお、応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては特別な配慮を要する避難者を優先させる。

入居方法については、被災地域の住民の意向も踏まえながら、地域単位で応急仮設住宅へ入居するなど、従前の地域コミュニティの維持に配慮する方針も検討する。

また、ペット対策として飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接してペットの管理場所を（公社）県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。

## 4 応急仮設住宅等の受付・入居

応急仮設住宅等の確保ができ次第、入居希望者への周知を行い、建設部が窓口となり入居を受け付ける。

## 第3節 文教等対策

【主担当部】：教育部

### 第1項 活動方針

- 通常の教育が行えない場合の応急教育を実施する。
- 教育機能の早期回復を目指す。
- 災害応急対策のため、施設を使用する場合は、施設管理者として協力する。
- 文化財の被害状況を把握し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
学校施設等の一時使用措置	教育部	【発災後3日以内】	・避難状況(学校等)
応急教育の実施判断	教育部	【発災後3日以内】	・被害状況(学校等)
教職員の確保	教育部	【発災後3日以内】	・教職員安否情報(学校等)
給食の措置	教育部	【発災後3日以内】	・被害状況(学校等)
被災児童・生徒の保健管理	教育部	【発災後1週間以内】	・被害状況(学校等、保護者等)
学用品の調達及び確保	教育部	【発災後1週間以内】	・被害状況(学校等)
文化財・歴史的公文書等の保護	教育部	【発災後3日以内】	・被害状況(管理者、所有者等)

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 学校施設等の一時使用措置

- (1) 避難所に指定されている学校等においては、施設管理者として、市が開設する避難所設置時の初期対応や避難所の運営に対し協力する。
- (2) 災害応急対策のため、学校等の一時使用の要請があった場合、施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させることができる。
- (3) 避難所となった学校等では、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者の協力を得る。

#### 2 応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策を取り、教育の低下をきたさないように努める。

- (1) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- (2) 校舎等の被害が相当に大きく、学校として使用不能で復旧に長時間を要する場合には、使用可能な学校施設等、公民館、その他公共施設及び私有施設等の借り上げ等により、仮校舎を設置する。

- (3) 応急教育実施にあたっては、児童・生徒ならびに保護者等に対し、メール、ホームページ等で周知する。避難した児童・生徒の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。
- (4) 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、市災対本部（教育部）は県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））に対し、児童・生徒を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

### 3 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師等をもって臨時的に任用し補充する。

教職員の不足が補えない場合は、県に対し教職員の派遣を要請する。

### 4 給食の措置

- (1) 救助法の適用の場合の炊出しによる。
- (2) 給食施設の被害状況を把握し、施設の応急修理、調理器具等の調達を行う。
- (3) 給食調理員等の被災状況に応じて人員の補充等の対応を取り、人的体制を整える。
- (4) 施設、人員の体制が整い次第、保健所等との連絡調整を図り、応急的な給食の提供を行う。
- (5) 施設の復旧を図り、給食提供の早期の平常化を行う。

### 5 被災児童・生徒の保健管理

- (1) 学校等では、教職員が分担し児童・生徒の状況を把握し、安全指導や生活指導、心のケア等を行う。
- (2) 学校等の設置者は応急処置機材を、各学校等に整備し、養護教諭等が救急措置にあたる。
- (3) 市災対本部は、被災学校の教職員に対し、児童・生徒の安全指導、生活指導や心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校等へ専門家を派遣する。

### 6 学用品の調達及び確保

#### (1) 給与の対象

災害により住家に被害（全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水）を受け、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした小学校児童及び中学校生徒に対して行うものとする。

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

#### (2) 給与の限度

区 分	小 学 生	中 学 生
教 科 書 代	実 費	実 費
文房具・通学用品	4, 100円以内	4, 400円以内

(注1) 教科書代とは、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外で教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費。

(注2) 上記の金額は、災害救助法による実費弁償の基準の改正に伴い改められる。

(3) 給与の方法

学用品の給与は、市長（救助法が適用された場合は知事の委任による市長）が行う。  
教科書については、所要冊数を三重県教科書配給所を通じて教科書会社より取り寄せて配給する。  
学用品等は、必要量を確保し、被災児童・生徒又は応急教育の実施場所に急送する。

(4) 給与をする期間

災害発生の日から、教科書については1箇月以内、学用品については15日以内とする。これは物資が最終的に被災児童・生徒の手に渡る期間を言う。

7 指定文化財の保護

(1) 被害報告

文化財、歴史的公文書等が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は速やかに市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会はその所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況を調査し、その結果を速やかに被災者支援部隊<教育対策班>に報告する。調査実施ができない状態の場合は、被災者支援部隊<教育対策班>に連絡の上、県との協議を行う。

市指定文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市教育委員会に報告する。

(2) 応急対応

国・県・市指定文化財、歴史的公文書等が被害を受けたときは、市教育委員会は県教育委員会の指示、指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急措置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指導・助言を行う。

■市民が実施する共助・自助の対策

---

市民は、文化財等の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡を行うとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財等の保護活動に協力を行う。

また、文化財・歴史的公文書等の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財・歴史的公文書等の保護に努めるとともに、市教育委員会に被害状況の報告を行う。

## 第4節 災害義援金等の受入・配分

【主担当部】：健康福祉部

### 第1項 活動方針

○災害義援金の募集、保管、輸送及び配分を円滑に行う。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
実施機関の設置	健康福祉部	【発災直後】 災害発生後速やかに	・被害状況 (町内会等)
災害義援金の募集	健康福祉部	【発災2週間以内】 募集体制が整い次第速やかに	・募集体制構築状況 (実施機関)
災害義援金の保管	健康福祉部	【発災2週間以内】 災害義援金を受け入れた時点	・災害義援金の受入状況 (実施機関)
災害義援金の配分	健康福祉部	【発災2週間以内】 災害義援金が配分できる程度 に集った時点	・被害状況の把握 (被災者)

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 実施機関の設置

災害義援金の募集、輸送及び受入・配分のため、実施機関を設置する。

実施機関の設置にあたっては、県及び市、その他の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

なお、災害義援品については、「第3部 第5章 第2節 第3項 ■市が実施する対策

3 災害義援品(物資等)の処置(3-107頁)」を参照

#### 2 災害義援金の募集

市内で大災害が発生した場合、実施機関を通じて、災害義援金を広く国民等を対象に募集する。

※原則として個人からの災害義援品は募集・受領ともに実施しない。

#### 3 災害義援金の保管

災害義援金の受付に当たって、受払簿を作成し、受付から配分までの状況を記録する。その際、災害義援金及び見舞金については、市災対本部(健康福祉部)において一括でとりまとめ保管する。

#### 4 災害義援金の配分

被災地の状況、災害義援金の内容、数量等を検討し、速やかに罹災者に届くよう配分する。

なお、災害義援金の配分は、実施機関の審議を経て、義援金の被災者に対する交付を行う。

#### ■地域・市民が実施する対策

#### 1 災害義援金への協力

地域・市民は、可能な範囲で災害義援金による被災地及び被災者支援に協力する。

